

## 第 1 5 回

# 環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 9 年 9 月 2 6 日 (水)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後2時01分開会

事務局（植田） それでは、まだ見えてない方いらっしゃいますけれども、お時間過ぎておりますので始めさせていただきたいと思います。それでは、ここから先議事の進行を原科委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

原科委員長 それでは、できればきょうで区切りをつけたいということで前回申し上げましたけれども、第 部、第 部、第 部、全体を通して整理していきたいと思います。

第 部、第 部に関しましては前回議論いたしましてほぼ合意に達したと思いますので、この前、議論をしてどのように最終案になったかということ事務局からご説明下さい。

部の最終案は別添 、それから第 部は別添 でございますが、それをどのように修正したかということに関しましては、それ以降。別添 には、これは満田委員からの案でございますけれども、別添 、 に修正のプロセスがわかるような形で見え消しで書いたものもつけていただきました。ということで、どのような修正をしたかを事務局からご説明いただきたいと思ひます。

では、藤崎さん、お願いしていいですか。

事務局（藤崎） はい。まず、第 部につきまして私のほうからご説明いたします。論点となりましたのは、実は前回の委員会の中では議論といたしまして案件形成と、それから……

原科委員長 別添 を見ればいいですね。別添 をごらんください。 と別添 と。

事務局（藤崎） そうです、別添 を見ていただきたいと思ひます。まず2ページを見ていただきたいんですが。2の本ガイドラインの目的というところの書きぶりで、そこに消してありますとおり「とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成事業において」云々という文言がありますけれども、ここで議論が混乱いたしました。要するに「とりわけ」とあるものですから、ではジェットロ事業にはこれ以外に何かあるんですかという議論になったんですね。それで、この委員会が始まりまして議論して参りました過程を考えてみますと、まず案件形成調査というものがあるということが委員会発足のそもそもの端緒でした。そして、では案件形成調査以外にはどういう事業があるのかということ縷々私どもから説明をいたしました。そうしますと、まず案件形成調査については他法人に倣った形でガイドラインつくる必要がありますよね、しかしそれ以外に関しましても何かを対象から落とすというのではなくてすべてに網がかかるような形にしたほうがいいですねという風に議論が進みました。

つまり、ジェットロ事業を案件形成調査とそれ以外に大きく区分するというごことでございますので、そこに書いてありますとおり、「そのため、ジェットロの貿易・投資促進事業については

第 部で、案件形成調査事業については第 部で、それぞれ具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。」とすれば、混乱がなくなるのではないかということで、そのように修正をさせていただきます。

あわせて、今度は3ページの用語の定義の「貿易・投資促進事業」とはというところで、最後の1行ですけれども、「等の、「案件形成調査」事業以外の事業のことをいう」という形で定義をさせていただいております。これで基本的に前回のような混乱は生じなくなるのではないかと考えております。

これが前回の委員会の議論で一つ大きなポイントとなったところでございます。

それから、松本委員のご指摘もありまして、3ページの5.でございましてけれども、「ガイドラインの遵守と情報公開」とありましたところを、委員会での議論を踏まえまして、「ガイドラインの遵守と説明責任の確保」という形に変更いたしております。

それから、今度は1ページ目に戻っていただきまして、基本理念のところでございますけれども、ここはちょっと書きぶりを整理をしたほうがいいのではないかというご指摘がありました。それで、第2パラグラフでございますけれども、日本貿易振興会が設立されて50年、来年で50年経つわけですけれども、その間の変化、世の中の変化を、一方では「この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり、環境問題等成長に伴う解決すべき問題も顕在化をしてきた。」と総括し、あとここは読み上げることはしませんが、ここ50年ぐらいでの変化につきましてさらに産業公害と地球規模の環境問題2つに代表させてちょっと書いてみました。可能な限りシンプルに書いてみました。

その次のパラグラフですけれども、こうした環境問題等が起きている「こうした状況は、人々に開発への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となっている。」という形で受けまして、それで例えば政府開発援助に関しましてはという形で文章をつなげております。このあたりは長いというご指摘もありましたので、かなり文言を短いものにしております。

また、この第 部全体について、ないしはこれまでご提示してきた文章全体について言えるんですけれども、「事業」という言葉と「業務」という言葉、これがちょっといささか混乱を招くような形で使われておりましたので、そこを例えば「貿易・投資促進事業」、その中でもさまざまな事業でございますけれども、そういったものと、それに対する「日常的な業務」といったような形で、事業と業務というのもある程度整理をして使い分けるようにいたします。

あとはご指摘いただいた字句の修正を若干しております。

以上、これが……

原科委員長 最後、スコーピングのところありますね。

事務局（藤崎） スコーピングのところですけども、これはきょう 部のところでまたご議論していただくことになると思いますけれども、原科先生のご指摘を受けまして元に戻しました。

原科委員長 いろいろたくさん直していただいたので、最終的には別添 のような格好になりました。ほぼ前回の議論を私は踏まえていただいたと思いますけれども、いかがでしょうか。その上での修正をしていただきました。

事務局（藤崎） 1点付け加えますと、例えば5 . のところで最後のパラグラフですけども、「総務部環境社会配慮審査担当者」と今しておりますけれども、これは「審査役」という用語に統一する予定でございます。

原科委員長 審査役ですね。もう直したほうがいい。

事務局（藤崎） これは 部だけじゃなくて 部にもかかわってくるんですけども、「総務部環境社会配慮審査役」という形に統一いたします。

原科委員長 「環境社会配慮審査役」、担当者を役と直すということであります。

第 部はよろしいでしょうか。

では、今の段階で、何かまた後ほどお気づきの点がございましたらご指摘いただきます。一応これで修正、前回議論を踏まえた形で修正していただいたということにいたします。

では、第 部、ご説明ください。

事務局（藤崎） 第 部につきましては、ポイントが1つは基本的な考え方の（1）、ここにつきましては依然として長いということで、ないしは冗長なところがあるということでございまして、ご指摘どおり、まず冒頭を「今日、世界の多くの企業は」云々とし、前回の文案の第1パラグラフをほとんど削除しました。ただし、CSRという言葉は残してほしいということでしたので、「その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任（CSR）が強く問われるという時代の要請がある」と言う形でシンプルにいたしました。そして、次のパラグラフは削りまして、以下、「公的部門に属しつつも」云々というところは残すという形で修正しております。

（2）の部分につきましては、タイトルとしては「コミュニケーション」をとる。本文中では情報の開示ではなく「情報の公開」とする。しかも、「積極的な情報の公開」、「ステークホルダーとの対話、コミュニケーション」という形にいたしました。

それから、さらに最後のところ、「ジェットロは、自らの事業に関する情報」、ここも「情報公開」ですね。ちょっと直っておりませんでした、すみません、直します。「情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも」……

原科委員長 3行目のところですね。

事務局（藤崎） そうです。3行目のところは情報開示がちょっと直っておりませんでしたので「情報公開」にいたします。

また、「日常接触のある」というところは限定的に過ぎるということでしたので、「その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。」という形に修正をしております。

2.のところでは、これもご意見がありましたので、国際規範の中の「各種の国際的な協定や条約」というところ、「条約等」といたしております。

それから、ここは業務と事業の言葉の整理で、「事業を企画、実施していく。」という変更になります。

同様に、2ページ目におきましても一部で「業務」を「事業」に変更いたしております。

それから、3.に関しましては、これは内部的にいささかジェットロ内部でちょっと議論が生じてしまいましたので、ジェットロ業務の実態を踏まえまして特に(1)のところは直しております。その前にまず3.のタイトルですが、「企業の環境社会配慮、CSR活動への」となっていたのを「CSR活動」というのをとりました。「企業の環境社会配慮へのジェットロの支援」というシンプルなものにいたしております。

(1)のところは後でご説明することにして、(2)では開発途上国と「開発」という言葉をつけましたのと、それから4行目、「良いかを指導するマーケティングの支援を実施している。」と修正しました。

それから(3)実践事例の普及・啓蒙のところでは、「その業務を通じ」という文言を加えて、「日常的な企業との接触を通じ」という表現は削除いたしております。

さて、(1)のところでございますけれども、ここは私どもジェットロ内部で議論になってしましまして、ジェットロ業務の、私どもの仕事の実態を考えましてこのように直しております。最初のところ、情報提供のところなんですけれども、実態としましてはやはり我が国企業への情報の提供ということが基本的に主でございますので、「ジェットロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業の

CSR活動、環境社会配慮を支援する。」という形にまず一つ書きぶりを変えました。

そして、「また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める。」という形に若干書きぶりに差をつけました。

さらに、これは松本さんからだったと思いますけれども、対日投資というのもありますでしょうということでございましたので、さらに「内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には」ということで、対日投資も取り込めるという形に文章を修正してみました。

それで、これに別紙 と別紙 がつくというのが今回の事務局からのご提案でございます。以上でございます。

原科委員長 ありがとうございます。今の修正いかがでしょうか。前回の議論を踏まえまして直していただきました。

特に最後3番の企業の環境社会配慮へのジェトロの支援、その部分が随分議論がいろいろございましたので、ジェトロ内部で整理していただきましてこのような表現になっております。

満田委員 念のため確認なんですけれども、くどいようですが、別表というものがこれにくというそういう理解で。

原科委員長 つきますね。それ忘れちゃってるかな。

事務局（藤崎） つきます。きょうはつけておりませんが、つきます。

原科委員長 つけないと。資料として後でつけてもらいましょう。満田さんのところにありますか。

事務局（植田） 満田委員に作成いただいた資料の中に表が入っております。別添 でございます。別添 の3ページにある表でございます。申しわけございません。

原科委員長 これがつくということで確認いたしました。よろしいですか。はい。

第 部、いかがでしょうか。特に問題ないようでしたら、これもご確認いただいたことにしたいと思いますが、もうちょっと慎重に見てみましょう。何かありますか。

どうぞ。

満田委員 引き続きよろしいでしょうか。この別添 、別紙 については余り実は各委員から意見が出ていないというところもありますので、ここについては別途また提出させていただける。

事務局（藤崎） もちろん。別紙2につきましたはこちらから説明しただけでこの後また議論しておりませんので、もし必要ございましたら。

原科委員長 いや、今この場でご意見があればいただきましょう、別紙2。

事務局（植田） 別添 のほうについております。

原科委員長 これ別添 の別紙ですね。

事務局（植田） クリップどめにしておりますその後ろの資料が別紙2でございます。

事務局（藤崎） 「環境社会配慮・CSR活動に係る実践事例」ということで、別紙2を作成いたしました。前回ご説明してしまっておりますので変更点だけ申し上げますと。これもジェットロ業務とのかかわりを考慮いたしまして並べ方を若干変えました。

原科委員長 実践事例は最初の3行をごらんいただくと、「持続可能な社会づくりに向けて世界で取り組まれている実践事例（グッドプラクティス）とりわけ民間企業や非営利組織による自主的な取り組みは、近年急速な増加を見せている。ここで紹介するのはその代表的事例の一部である。」そういうイントロダクションで事例を挙げております。全部で7件ございます。

電子機器業界行動規範の制定。コードオブコンダクトですね、これ大事ですね。私の所属する国際影響評価学会（IAIA）、これもコードオブコンダクトがありまして、大変大事なことだと思います。

それから2番目が、グリーン調達調査の国際標準及び製品含有化学物質管理ガイドラインの発行。

3番目が、化学産業界が取り組むレスポンシブル・ケア、これは結構よく日本でやっていますね。私も環境省の「化学物質と安全」という円卓会議で数年この議論をずっとやっておりますけれども、かなり日本では進んでいると思います。

4番目、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための認証制度とその普及。

5番目が、適正農業規範の策定。適正農業規範、GAPの策定と普及。

6番目、海洋管理協議会の漁業認証、MSCの漁業認証です。

それから7つ目が、発展途上国における環境管理体制の整備への支援でございます。

この場でもし何かございましたらご指摘いただいて、今事務局からご説明いただいたように、それ以降ももしご意見あればいただきたいと思っておりますけれども。

どうぞ、村山委員。

村山委員 前回の議論を聞いてないので申しわけないのですが、ガイドラインそのものはかなり議論をして決められるのでそれほど今後も余り変更はしなくていいと思っています。ただ、別紙2については、内容そのものに文句があるわけではないんですけども、恐らく今後新しい情報が入ってくればどんどん更新されるような内容だと思えるんですね。そうすると、ガイドラインの性格上、この内容がここにあっていいのかどうか。あるいは更新を前提とし

ここに位置づけるということをごどこかに書いておくのか、何かそういう申し合わせをしておくのか、そのあたりが少し気になります。

原科委員長 そうですね、どういう表現がよろしいでしょうか。まず入れておいてよろしいか、外したほうがいいかということからいきましょう。いかがでしょう。入れておいたほうが説明の補足になるからいいだろうという考えで入れておりますけれども、外したほうがいいというご意見ございますでしょうか。

住吉理事 この別紙2ですけれども、参考になるのでいいと思うんですけれども。ここにおいておく意味合いというのはどういうことなのか。職員に対してこういうのがプラクティスなんだなというのがわかるために置いてあるんだと思うのですが、ガイドラインに入れておく必要性がどの辺にあるのかなと。むしろ全くガイドラインから外しては。

原科委員長 参考資料みたいに分けて。ガイドラインの外に、参考図書ということで。

住吉理事 外に置いて、全く参考資料みたいな形で、ガイドラインは動かさない、というふうにしたほうがいいのかなという気はします。

それから、さっきの別表ですね、条約。恐らく新しい条約というのはなかなかそんなにすぐにはできないと思いますけれども、これももし何か別に条約が、何年後になるかわかりませんが、できたらまた変わってしまいますよね。だから、そういうふうになるごとに更新していくということになるとかえって大変なので、別枠にしたらどうかという気もするんですけれども、いかがでしょうか。

原科委員長 どうでしょう。松本委員、どうぞ。

松本委員 私もそれはいい考えだと思います。付録でもいいんですけれども、やはり一体となって存在はしていたほうがいいと思います。実はそれで今気がついたんですが、第 部 に改定に関する記述がないんですね。ガイドラインの改定について1項目必要では？

原科委員長 そうか、それは大事ですね。遵守までは書いてますからね、遵守の次ぐらいに書く。

松本委員 今まさに住吉理事おっしゃったように、別添2あるいは別表については順次更新していく必要もあるので付録として扱って、ガイドラインの改正というふうには扱わないということとセットで改定の議論もしていいんじゃないかと思いました。

事務局（藤崎） 改定の議論については、第 部 の5 . の第2パラグラフを見ていただきたいんですけれども、「ジェットロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等につ

いて専門的立場からのアドバイスを求める。」という形で一応取り込んではいらるんです。

松本委員 つまりどのくらいの周期で見直しをするとか、その見直しに当たっては事業を一たんレビューしてみるとかそういう記述はなく、とりあえずこの諮問委員会の中で改定の必要性があるかを諮ってというのが今の事務局案ですか。

事務局（藤崎） そうです。というのは、定期的に、案件形成調査の結果があがってきた時とかに、例えば毎年5月とかに、これCSRの問題もありますから、一度委員会を開いて議論するのかなと考えました。そうするとそういうタイミングで、例えばCSRについてもこんな動きが世の中ありましたよというようなことをご専門の立場からお教えいただくのかなというのがこちらの想定ではございます。

原科委員長 もしくは5の見出しに改定というキーワード入れておきますか。ガイドラインの遵守と説明責任の確保及び改定。そうすれば改定のことを入れていけるから。

住吉理事 すみません、JICAさんとかJBICさんはその改定についての記述ってどういう感じになっているんでしょうか。

原科委員長 改定については明記しましたね。

田中委員 JICAの場合は2004年4月1日に施行されたガイドラインは5年以内に見直しをするということが明記されております。ただ、今回5年をたたずにもう来年10月1日からJICAとJBICの円借款部門が一緒になりますので、現在その統合ガイドラインの検討をしているところです。

原科委員長 JBICもそういうような記述ありますね。

岡崎委員 ええ、JBICのガイドラインにも「ガイドラインの適応及び見直し」という1項がありまして、「ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う」とあります。また改定のプロセスについても、「わが国政府、開発途上国政府等、わが国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う」というようなことで入っております。たまたまそのちょうど5年目にJBICはJICAと新たに発足する日本政策金融公庫に分離されることになっており、それぞれの機関のガイドラインの検討に着手したところです。

原科委員長 それは明記しておいたほうがいいかもしれないですね。項目を挙げて。

事務局（藤崎） 第 部で1項ふやすという形になりますか、用語の定義の前に。

原科委員長 ええ。5の次の6番で、用語の定義を7番にしましょうか。ガイドラインの改定という項目をつけまして、文章を、今この場でなくてもいいかな、至急ほかの例を参照して

つくっていただくということに。そういう対応でよろしいでしょうか。

では、それを確認した上でガイドライン。できたら中間のブレイクの前に用意していただいて、ブレイクに確認できるとありがたいですね。

事務局（植田） わかりました。

原科委員長 なにしろきょう仕上げたいという気持ちがあります。後に回すと結局、時間がかっちゃうから。そんなややこしくないと思います、これは。

それでは、そういうことにいたします。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 前回の委員会を途中で失礼しなくてはいけなくて第 部の議論に参加していないので大変恐縮なのですが、別紙2についてです。7つ事例がありましたけれども、これはもう前回議論されたという理解でよろしゅうございますか。

原科委員長 そうですね、紹介いただいたということですね。

清水産業技術部長 この7番目の事例ですけれども、読んでみてこれをCSRの事例として入れることには実は若干違和感があります。これは単に技術協力事業ではないのかと思っておりまして、CSRとは少し意味合いが違わないのかと感ずるのです。ここではどんな議論がなされたか、もしご紹介していただければありがたいと思います。

事務局（藤崎） 私のほうから紹介しただけで、議論はしておりません。7番目については、私のほうからも手前みそで申し訳ありませんがという形でご紹介いたしました。

原科委員長 7番は少し引っかかるという表現でご紹介になりました。だから、もし7番が適当でないとなればこの段階で外してもよろしいと思います。

清水産業技術部長 ここはご専門の方のご意見をいただければと思います。他の事例は様々な自主的取り組みの事例ということで大変我々にも参考になるものかと思えます。しかし、7番目の事例は、排出基準を遵守するためにどういう技術協力をするか、という技術協力のメインストリームの事業のようにも思えまして、CSRの事例としてはどうかな、と……

原科委員長 かえってミスリーディングになりますかね。

清水産業技術部長 という気が私はいたしております。

原科委員長 事務局もご説明はその辺がちょっと気になったようでございまして、そういうニュアンスのことを言われたと思います。今明確なご提案ございましたが、いかがでしょうか。外したほうがよろしいですか。かえってCSRの趣旨を誤解されるといけないので。では、外しましょうか。

では、7番目は外すということにいたします。

その結果、6項目になります。

そうすると、別紙2、付録みたいな扱いでガイドラインから外すということは、そちらのほうがよろしいですか。

どうぞ、満田委員。

満田委員 確かに特に別紙2は非常に動きの速い世界だなというふうに思うんですが、私は別表はちょっと微妙だなと思っておりまして。

原科委員長 ちょっと違うかもしれないですね。

満田委員 別表については、この本文内で規定されていますし、別紙2ほどは流動性ではないといえますか、少なくともこれがなくなるという項目はないんじゃないかならうかと思しますので、別表は本文、別紙2は付録みたいな、そんな形はいかがでしょう。

原科委員長 いかがでしょう、別表は本文で、先ほど住吉理事がおっしゃったように必要に応じて改定すると、それから別紙2は外すと。一応ワンセットにしますけれども、付録にしよう。いかがでしょう、そんな整理で。

よろしいですか。

それでは、そういうことにいたします。

それでは、今のことも含めて修正作業のほうを事務局お願いします。

では、第 部、第 部につきましては一通り区切りがついたと思いますので、第 部に入ります。よろしいでしょうか。

それでは、第 部の議論に入ります。

第 部は、お手元の資料の別添 にあります。別添 、第 部、これが今の段階の案でございます。

それから、この別添 のものをつくるに至ったプロセスに関する説明としましては、別添 の資料がございます。それから関連して別添 がその後ろに議論のベースになったものとして別添 がついております。

では、第 部のことももう一回説明していただいでよろしいでしょうか。事務局から。いいですか。では、清水部長、お願いします。

清水産業技術部長 第 部でございますが、今委員長からご説明がありましたように、別添 がいろいろな修正を織り込んだバージョンで、別添 が見え消し版です。見え消しの色は特に関係ありません。事務局の何人かの方に直していただいたのでいろいろな色がついています

けれども、色がついているところはすべて前回のバージョンから直したということです。特に重要性などに差があるというものではございませんので、色の違いは無視していただければと思います。

第 部の議論は、ここ最近では7月24日の第10回と8月9日の第12回に議論をしております。2ヶ月近くたっておりますので、記憶をリフレッシュする意味で、どこをどう直したかという点を、もう一度別添 をご覧いただきながら見て頂いたほうが良いかと思えます。

別添 は、7月24日の第10回で議論したものを織り込んだバージョンの上に、前回8月9日第12回の際に頂いたご意見を反映し、修正したバージョンです。

最初の「基本的な考え方」の「(1)前提」の議論でございますが、ここの議論は7月24日に相当程度行いまして、それをもう織り込んだバージョンでございます。前回は議論しておりますので、本日は特に細かい説明は省かせていただきます。いくつかワーディングの修正はしています。「ジェットロの案件形成調査段階」といったような書きぶりについては全体を統一しまして「ジェットロ調査」という表現にしております。

それから、「(2)基本方針」のところですが、ここでも、前回委員会で既に目を通していたのが、「なお、その際ジェットロ調査は」のあたりでございます。いくつか細かいワーディングの修正をさせていただいております。例えば高梨委員からご指摘をいただいた、相手国関係機関の「協力体制」といったようなワーディングの修正をしております。

それから、基本方針の前文の一番下にある「調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする」といった表現は、前回、神崎委員からのご指摘もあったのですが、ここより後ろの表現を直したことに伴って修正をかけたところでございます。

それから、「1)調査の実実施手続き等について」の「スクリーニング」と「情報公開」のあたりも細かいワーディングの調整を前回させていただきました。具体的には、例えば対象事業の前に「調査案件の」といったような文言を入れる形で修正をしています。

「フォローアップ」の一番下の行以降が、前回8月9日に議論を行った部分でございます。「フォローアップ調査の結果は、速やかに公表されるものである」という案文を原科委員長からご提案をいただきましたが、私どもからは、このフォローアップの公表のところは、著作権者である経産省が本来決めることであって、ジェットロのガイドラインに書く意味がないのではないか、という指摘をさせていただいたところでございます。ここについてはペンディングということで、今は括弧に入っているということでございます。

次の2ページからでございますが、「2)調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の

範囲」でございますが、これはそのページの下(4)にあったものを上に持ってまいりました。全体の構成を議論する中で前に持ってきたほうがよからうということで、「(2)基本方針」の中の2)として入れたものでございます。

この中で文言を少し直しました。「洗い出し」のところに「スコーピング」に関する表現を書き込んでいます。すなわち2行目以下でございますが、「ジェット口調査では次の段階で行うスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の・・・」云々というところでございます。前回の委員会で、私から「スコーピングの定義については、第 部を議論する時にもう一度戻りたい」と申し上げたのはまさにこの表現でございます。ここでの言葉の使い方では、スコーピングは次の段階で行う作業と定義し、その準備としての洗い出しを我々ジェット口調査でやるのだ、という書き方をしています。第 部の定義で、スコーピングとは洗い出しである、といった形で書いたのですけれども、それではまたちょっと誤解を招くのではないかとということで、もう一度この第 部の表現を踏まえて第 部の定義のところは再議論したほうがいいのではないかと考えている次第でございます。

それから、番号がこれまでの2)から変わった「3)調査における配慮事項」でございますが、ここは神崎委員のご指摘をいただいて、このタイトルが直ったと理解をしております。

内容につきましては、例えば事業の効果だけではなくて影響も考えるといった表現になっています。私は「効果」の中にプラスもマイナスもあると考えておりましたが、「分かりにくいのではないか」とのご指摘もあり、「効果・影響」にするといった細かいワーディングの議論をさせていただいたと記憶しております。

それから、「考え得る他の選択肢との比較」という言葉に関しましては、いろいろと議論させていただきましたが、最終的に委員会の皆様の中でもこの表現に落ち着いたと理解しております。

それから、「ステークホルダーからの情報収集等」のところは、まだ完全にフィックスされてないと思っております。私からは、もともとステークホルダーからの情報収集までガイドラインに書くべきではないというお話をしておりましたが、最終的に満田委員からのご指摘、つまり、実施機関が調査時点で決まっても想定される実施機関との協議はできるのではないかというお話もあって、それを書き込ませていただいた形になっております。ここでは「原則として行い」という表現を村山委員のご意見を踏まえ、書かせていただいたところでございます。この部分はどこまで細かく書くかという点でもう少し議論しなくてはいけない点が残っているという認識であります。

それから、「(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務」は前回委員会での議論を踏まえ、かなり細かく直しました。2点あったかと思いますが、1つは、もともと「進捗を監理する」と書いていたのですが、審査と全体の進捗監理は分けて書いたほうが良いのではないかというご指摘もあって、2つの文章に分けて書いたところでございます。松本委員から具体的なご提案がありました。また、岡崎委員から「遵守」といった言葉をここで使うのが適切かどうかというご指摘もあって、こういった表現に最終的になっております。

一点、私どもの修正ミスですが、「ジェトロは」という言葉をここで削除しているのですが、3つのポツの整合性がとれなくなっております。ここは、申し訳ありませんが、もう一度修正をさせさせていただければと思っております。「ジェトロは」という表現は残しておいたほうが全体としてうまく読めるかと思っております。最初のポツであれば「ジェトロは」で始め、最後は「審査を行う。」、2つ目のポツでは「ジェトロは」で始め、「調査実施者に求める。」と切ったほうが、うまく読めるかなと思います。ここは後でもう一度ご確認をいただければと思っております。

以上が(2)基本方針、それから、(3)ジェトロが担う責務、ということでございまして、「1. 基本的な考え方」が終わります。

2. が「調査の手続き」ということでございます。前回はこの「(1) 審査・採択段階」まで議論が進んだと理解しております。具体的な審査・採択段階でどの様に作業を進めていくのか、という点から文章を直させていただいております。

先ほど事務局から説明がございましたけれども、前回、「環境社会配慮審査担当者」と書いていた箇所は、「環境社会配慮審査役」と文言を統一した形で直しました。

その他、細かいワーディングについては前回委員会の皆様のご意見を踏まえさせていただいたところがございますが、1点だけ事務方でこのワーディングの方が良いのではないかとということで修正させていただいた部分がございます。それは3ページの上から6行目、7行目のところでございます。もともと「必要に応じ海外事務所の助力も得る」という表現だったのですが、ちょっと分かりにくいかと思ひまして、「必要に応じ海外事務所」……

事務局(藤崎) 「から」ですね、すみません、間違いです。

清水産業技術部長 「海外事務所から情報収集を行う」という表現にさせていただければと思います。ここは私どもからのカウンタープロポーザルでございます。この他、委員会はどういう形になっているのか、委員会は公開なのか、といったご質問を原科委員長からいただいております。お答えをしたというところで前回委員会の議論は終わったと承知しております。

従いまして、本日の議論としては、この「(2) 契約段階」からということになるかと思いますが、いくつかまだ積み残しがあるということは先ほど申し上げたとおりでございます。

私からの過去の議論についての概要紹介は以上でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。少し時間がたちましたので、どんなふうな議論をしてきたか、今どのような段階に至ったかをご説明いただきまして、それにしたがって第部の修正をさせていただいております。

では、第部の議論に入りたいと思います。

先ほどのスコーピングのところ、第部に関係しますと言われましたね。私の考え方ではスコーピングというのはいろいろな段階で行われるということで、例えば環境アセスメントの世界では戦略的環境アセスメント、S E Aの段階でもスコーピングがあります。これは大変重要なことで、特にS E Aというのは大事なことだと認識されておりますけれども。それから事業アセスメントがありますね、通常のアセスメント、これも当然スコーピングをやりますので、いろいろな段階でありますので、その辺でスコーピングというのは幅広い洗い出しもスコーピングの一種だと考えまして、それで、部で議論していただきました。

ですから、むしろさっきおっしゃったようなことでその違いがわからないといけないということでございますので、今の2ページ目の上のほう、2)の調査における環境社会配慮項目と環境社会影響という部分の第2行目ですが、従って、ジェットロ調査では次の段階で行うスコーピングというのは、次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングとか、あるいは事業段階での環境アセスメントのスコーピングという、その次の段階のスコーピングというそういうふうにはいかがかと思います。つまり、幅広い洗い出しもスコーピングの一種ですけれども、ここではその準備としての洗い出しということですね。両方スコーピングとするとこんがらがっちゃうかもしれないので、洗い出しという言葉がよろしいと思いますけれども。スコーピング自体は両方に使えると思います。

どうでしょうか。

清水産業技術部長 私どもも、「スコーピング」という言葉をどの様に使うかという点について厳密な定義をしたわけではないのですが、ガイドラインの第部の用語の定義の書き方は、このガイドラインの中で使っているこのワーディングはどういう意味か、という点から書いています。例えば「フィージビリティ調査とは」、「スクリーニングとは」、という表現で始めています。従って、「スコーピングとは」として文章を始める場合には、ガイドラインの中で「スコーピングをやります」ということが書いていないと整合的ではないだろうと思います。

この書き方を前提として定義を書くのであれば、「幅広い洗い出し」という言葉の定義を、「次の段階で行うスコーピングの前段階のこういうことをすることである」という書き方をすることが用語の定義の仕方としては正しいだろうと思います。「スコーピング」という単語が両方に使えますというのは、我々は議論してきたのでわかりますが……、

原科委員長 清水さんおっしゃるとおり、そのほうが正確ですね。

清水産業技術部長 読んだときにちょっと分かりにくいなという気がしましたのでこういう表現にさせていただきました。

原科委員長 じゃあ、をそう直したほうがいいかな、「幅広い洗い出し」としては次の段階のアセスメントのスコーピング準備段階。だから、こちらの第 部の 2 ページの頭を書いてあることと整合するように。

清水産業技術部長 それを第 部の定義にフィードバックしたほうが全体の整合性はとれるのではないかと思います。

原科委員長 スコーピングはそうですね、そのほうがいいかな。スコーピング一般ですからね、いろいろな段階でありますから。むしろ幅広い洗い出しとあったほうがいいかな。

いかがでしょうか、どうぞ。

満田委員 スコーピングの話ではないんですけども。

原科委員長 今のことを続けて議論していただくといいですね。いかがでしょう、今の点。表現の問題だと思います。趣旨はもう全員理解しておりますので。

事務局（藤崎） そうしましたら、休憩の間に……

原科委員長 この文章を考えますか。

事務局（藤崎） ちょっと文章を私どものほうで作り直しまして……

原科委員長 では、7番の修正案をつくっていただく、事務局のほうで。そうしましょう、今の趣旨で。これを整合するように。

清水産業技術部長 ざっくりと申し上げますと、「本ガイドラインにおける幅広い洗い出しとは、次の段階で行うスコーピングの必要項目を抽出することをいう」とか、それぐらいの表現で良いのではないかと思います。

原科委員長 そうですね、環境アセスメントにおけるスコーピング。

では、そんな感じで直してください。

では、どうぞ、満田委員、別な点で。

満田委員 まず、1ページ目の情報公開のところなんですが、1. の採択案件、そのスクリ

ーニング結果を案件ごとに明示する。この採択案件のところなんです。やはり事業概要を知りたいので、括弧して例えばセクター、事業規模、事業実施場所などというような表記を付け加えたらいかがかと思いました。

原科委員長 具体的に、情報公開のところですね。 の情報公開で、「ジェットロは調査案件の採択後、採択案件」だけでなく、文言をちょっと追加してもらいたいということですか。

満田委員 文言としては例えば、括弧しまして、「セクター、事業規模、事業実施場所を含む」を加えるのはいかがでしょうか。

原科委員長 採択案件の説明としてですね。

満田委員 はい。

原科委員長 括弧して、セクター……

満田委員 「事業規模、事業実施場所含む」というような文言を入れていただいたらどうでしょうか。

原科委員長 そういうのを入れたほうがいいというご提案。

満田委員 はい。

清水産業技術部長 ここは前にも一度議論しましたが、我々は、今は名称だけを公開していますが、それだけではなくて概要が分かるよう対応しますと申し上げており、この形でよろしいかと思えます。ここでも「採択案件名を書く」というふうにしておりませんで、「採択案件を書く」ということにしています。どういう形で表現をするかはまだ我々考えておりませんけれども……。

原科委員長 採択案件の概要というふうにしますか。

清水産業技術部長 名前とか概要を書こうと思っております。

原科委員長 採択案件の概要という表現ですね。

清水産業技術部長 「採択後、採択案件」と書けば、名前も概要も入るかなと我々思っておりますので、特にこれ以上細かく記述することは考えておりませんでした。

原科委員長 じゃあ、「採択後、採択案件の概要」という表現はどうでしょうか。概要の中に名称と概要が入ってる。

清水産業技術部長 それで構わないと思います。

原科委員長 それでもいいですか。では、そうしましょう。今の、あまり細かく分けたらかえって、書いてもいいけれども、ちょっとうっとおしく感じましたから。「採択案件の概要」で今おっしゃったような内容ということでどうでしょうか。だから、具体的な名称とセクター

と事業規模と事業実施場所。

清水産業技術部長 そこまでフォーマットを区切るかどうかは考えておりませんが、どこの国のどんな案件でこういうものですか、という点分かるように書きますと申し上げたつもりであります。

原科委員長 よろしいですか。

満田委員 はい。

原科委員長 では、「事業の採択案件の概要」ということで、では、「の概要」を挿入していただきます。

ほかにございますでしょうか。

宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 1ページの基本的な考え方なんですけれども、(1)にポツが2つありますが、「第 部において」云々というのと、あと2つ目のポツの「ジェットロ案件形成調査は」というところなんですけれども。もちろん全体を見れば私どもはここで議論させていただいていますから、案件形成調査事業というのはどういうものかというのは理解しているんですけれども、外部の方が読んだときに、そのポツの1のほうにこの3つの事業を対象とすると書いてあり、ポツの2に急に「ジェットロ案件形成調査は」と出てきまして、ジェットロ案件形成調査って何なんだと、わからないかなと思ったものですから。

原科委員長 そうですね。

宮崎委員 例えばこのポツの1のほうに、例えば文言はちょっと考えていただくとして、ジェットロで案件形成調査としている経済産業省から受託されているとか、ポツ1のほうにジェットロ案件形成調査という言葉を入れたほうがいいのかと思ったんですけれども。

原科委員長 そうですね。

宮崎委員 もう1つあるんです。続けて。ポツ3の案件形成調査と書いてありますけれども、これはジェットロ調査でいいんですよね。

原科委員長 そう、今の話ですね。1番のポチのところでは定義をしっかりとったほうがいいから、「何々を対象とする。」「これらの「ジェットロ案件形成調査(以下「ジェットロ調査」という)」」を前のほうに入れちゃったほうがいいですね。そうしましょうか。「これらのジェットロ案件形成調査を以下ではジェットロ調査という」、そういうワンセンテンスを入れればいいんじゃないんですか。

清水産業技術部長 最初のポツの最後の部分を直しましょう。「経済産業省から受託のこれ

これ」といった表現です。

原科委員長 「事業対象とする」の後に、これらのジェットロ案件形成調査を対象とし、以下ではジェットロ調査と定義する。ジェットロ調査という言い方も最後に書きちゃっていいのかな、どうでしょう。

では、これも直しを、ちょっと。

事務局（藤崎） 確認ですけれども、「経済産業省から受託の3つの事業を対象とする。」それで、「これらのジェットロ案件形成調査を以下では「ジェットロ調査」という」。

原科委員長 そうそう、そういう定義をして。そうすればいい。

清水産業技術部長 すみません、もう一回ワーディングですが。経済産業省から受託の地球環境調査、民活調査、石油資源開発調査のジェットロ案件形成調査……

原科委員長 事業の案件形成調査でいいですか。

清水産業技術部長 それで、括弧、以下「ジェットロ調査」という。

原科委員長 事業の案件形成調査でいいですね。

清水産業技術部長 を対象とする。

原科委員長 これらを以下では「ジェットロ調査」というと。

清水産業技術部長 括弧の中に入れて。

原科委員長 入れちゃいますか、はい。

清水産業技術部長 括弧、以下「ジェットロ調査」という、括弧、を対象とする。

原科委員長 これも文言はまたつくっていただいて、ブレイクのときに。これも大至急。いろいろあって大変ですが。では、今のはそう直しましょう。

それから。3番目のポツのところはおっしゃったようにジェットロ調査ですね。

そうしますと、1ページ目はいかがでしょうか、大体……。

松本委員、どうぞ。

松本委員 少し気にしているのが1ページ目（2）基本方針の4行目。恐らく以前私ここで質問して岡崎委員からお答えいただいたと思うんですが。ジェットロ調査の特徴に「二国間の国際約束等を前提とはせず」というのが入っていて、以前はそれでいいかなという感じではあったんです。しかし、もちろんJ B I C、J I C Aの統合・分離というのがどういう方向になるのかわからない中でそこを考えると拙速かもしれませんが、聞くところによると新J I C Aは国際約束のない開発調査を進めていくやに聞いています。ここでその二国間の国際約束を前提としていないことをジェットロ調査の特徴として大きく掲げて、だからいろいろ限界があるんだ

よということを書いてしまうことが、私は実はその後の新 JICA の議論に影響を与えたら嫌だなという、杞憂かもしれませんが、そういうものを持っています。

やはり何度考えても二国間の国際約束を前提としてはいなくても、日本という国家総体と相手国政府との関係というのは基本的にあるわけですから、国際約束をそのプロジェクトでもっていないからといってものすごく大きな制約があるということをごここであえて書かなくてもいいのではないかと思ったので、私はこの「二国間の国際約束を前提とはせず」というこの1句を削除していただきたいと思った次第です。

原科委員長 いかがでしょう。あえてなくても趣旨は通りますね。ジェット口調査は民間企業等から提案されたアイデアを活用し云々。

このフレーズを削除していただきたいというご提案でございます。いかがでしょうか。

どうぞ、高梨委員。

高梨委員 国際約束を前提とせずというのは、一部でそういう議論はされているんですが、恐らく JICA、JBIC でもそれに対応する手立ては当然ながら検討しているんですね。というのは、JICA、JBIC の調査でもやはりこちら辺は我々現場でやる場合には非常に大きな問題になってくるので。現状ではたしかこれに対応する手段として必ず JICA 事務所なりあるいは大使館なり関係の機関と現地の当該機関との間には何らかのミニッツ・オブ・ディスカッションなり協定なりを結ぶという方向になっているはずなんですね。

だから、先ほど松本委員のほうから民間の活動であるにもかかわらず両者の間でこういう約束がなくてもそれなりの責任を持ってというような発言だったと思うんですけども。恐らく現場でいろいろなデータを集めたりそのほかヒアリングをしたりする段階で、民間がイニシアチブとしてやるのとのおのずとやはりそこは差異があるんじゃないかという気がするんですね。

ですから、こういう表現が全くなくなってしまうと、そういう面ではまさに JICA と JBIC のガイドラインと同じになってしまうということになると、実際に現場でやる調査のそういう方々にとっては、実際はそうでないもんですからね。ですから、そこはやはり斟酌してあげないといけないんだと私は思いますので。

ちょっと表現をこのままするのかどうかもちろん議論していただくんですが、こういうことでどこか担保しておかないと、全くじゃあ民間のイニシアチブでやる調査にもかかわらず、国際的なものと同じとみなすというふうなことになるとうと、恐らく現場では混乱が起きてしまうのではないかという気がします。

少なくともこの調査結果が JICA、JBIC であればそれなりの相手政府のチェックも入

って協議をして承認されるというプロセスがあるわけなんですけれども、ジェットロの報告書については恐らく民間のほうでまとめてそれを提出するという形になると、おのずと性格が違うような気がしますので。若干今のお話については疑問を持っております。

松本委員 私が申し上げたのは「二国間の国際約束等を前提とはせず」のこの1句であって、その後の民間企業等から提案されたアイデアを活用し云々までは削るというふうに言っていないわけですね。ですから、今の高梨委員がおっしゃったようなジェットロ調査の特徴は、「民間企業」以下のところでも十分読めるのではないかと思います。

二国間の国際約束なしで進める事業というのはJICA、JBICの中にも一部ありますし、それを考えればやはり大きいのは民間企業以下の部分であって、それで十分今の高梨委員の意図するところは含まれるのではないかと思います。

それ以外は繰り返しになりますけれども、公的な機関、ジェットロはそうですので、日本という国と相手国政府との信頼関係の上で普通に民間企業がやるよりはかなり政府の協力が得られるということもたしかだと思いますから。そういう意味では私はこの「二国間の国際約束等を前提とはせず」という部分を削るのは、今高梨委員がおっしゃったようなところをそれほど気にしないでいいのではないかと思います。

高梨委員 今松本さん言われたJICA、JBICでも国際約束がない、現地側との協議でない形でやる調査というのはどういうものを想定して。

松本委員 今後新JICAになったときには現行の開発調査のうちのF/Sを国際約束なしでやろうかということもあります。つい最近までは無償資金協力の事前の調査、あれは国際約束なしでやってきました。基本設計調査にいくまでは国際約束は一切結ばれずにやっていたということを考えれば、今までも二国間の国際約束なしに調査はやられていました。聞くところでは来年10月以降、その部分が拡大するという事も聞いていますので、ここは書きぶりを慎重にさせていただきたいと思うところです。

高梨委員 その場合もあくまでも要請はありますよね。

松本委員 要請はありますね、ロングリストというかローリングプランの中に要請は入っている。

高梨委員 今までの案件も個別で必ず要請はありますよね。

高梨委員 ローリングプランはこれからの話で。今までの話、現在もあくまでも個別案件の要請があって、それについて事前の案件形成のために(調査を)かけるという、そこは基本的にジェットロとやはり違うと思うんですね。

原科委員長 では、今の話でしたら公的な活動ではなく、民間企業等から提案されたアイデアを活用しとか、公的活動じゃないということを使ったほうがいいのかな。

松本委員 私が気にしてるのは「二国間の国際約束」という言葉なんですね。これが足かせになるんだということを余り強調してほしくないということ。

原科委員長 公的な活動ではないですよ。

高梨委員 ただし、実際 JICA、JBIC の場合はこれが何らかの形であるんですよ。

原科委員長 ジェトロの調査、だからその際ジェトロ調査は公的活動として行うものではないわけでしょう。

高梨委員 そうですね。

原科委員長 だから協力は得にくいわけでしょう。だから、公的な活動として行われるものではなくと書いたほうがいいかもね、そのほうが今のところ。

高梨委員 まあ、それであれば。

原科委員長 どうでしょう、松本さん。

松本委員 公的じゃないんですか。そこがよくわからないんですけども。それが公的だから我々ここで議論しているのではないかと。

原科委員長 公的じゃないとまずいのか。そうですか。どういったらいいんだろう。

清水産業技術部長 さすがに「公的でない」という表現はいかがなものかと思えますけれども・・・。ここは、相当程度議論が進んでいても二国間で約束を持つ段階までは来ていないといったような上流段階であるということも含めてこういう書き方をさせていただきました。私は出来ればこういう表現が残っていたほうが、JICA、JBIC が実施されている案件とは相当フェーズが違うんだということが分かりやすいと感じていた次第であります。

原科委員長 どうぞ、満田さん。

満田委員 妥協案として言い換えまして、今清水部長がおっしゃったように、例えば上流部というような、要請がなく開始される案件の発掘型の調査であるというふうな文言……

原科委員長 要請なく。

満田委員 だったらいかがでしょう。

岡崎委員 ただ、今、満田さんのおっしゃったことは大前提として前提に書かれていることですよね。あくまでも案件発掘段階で意思決定の最も早い段階で実施されるということは前提に書かれているわけですから、それを重ねる必要はない。

田中委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 これについては今までの委員会でも議論があったと思います。と申しますのは、このジェットロの皆さんが行う調査が円借款、今後かなりカテゴリAになるような大型インフラの円借款になるような一番最初の調査になる部分がこれから増えてくるのじゃないかという議論もしたと思っております。

そうなりますと、国際約束というのはこの時点ではもちろん民間企業の方のご提案ですので無い訳なのですが、そこに至るまでには随分やはり準備がいろいろあって、そういう話が先方政府にもあって、民間の方もそのお話をずっと以前から聞いたり準備されて調査に入るといふことも、これは十分考えられると思います。

したがって、ここに無理やり「前提とはせず」という言葉を入れないほうが良いと考えます。本来ここには民間企業から提案されたアイデアというのですけれども、それは円借款供与の可能性という一番上の基本方針の行に書いてますけれども、そこを念頭に置いているということであるべきだと思うんですね。全くODAがかかわらない上で民活事業案件ということであれば、これはまた別な議論になると思うのですけれども。将来JICAの開発調査につながるような大型インフラということも十分考えられますので。

私は松本委員がおっしゃったように、個人的にはこの部分は特に書かなくてもよろしいと、そういうふうに思った次第です。

原科委員長 どうしますか。これを外しても意味は通りますけれども。

松本委員 相手国の協力体制がJICA、JBICとは違うんだということは確かに念頭に置かなきゃいけないんだというその内実、中身のところは書かれていると思いますので、あえてこの「二国間の国際約束を前提としていない」という言葉を入れないでもジェットロ調査の特徴はそこで書かれていると思っております。

高梨委員 一つここで若干固執するのは、その後の作業とか調査項目に響いてくるように思うんですね。ですから、事前にこういった先方との約束がない形で民間のイニシアチブでやる調査なんですよと。だから、そういう面では関係機関が全部合意してカウンターパートをつけて、必要なデータ等が要望されればいつでも出しますよというような体制の中での調査じゃないということをなんらかここでうたっておきたい。

原科委員長 だから、それは民間企業等からの提案なので、あえて関係機関協力体制が違っててもつながるんじゃないですか、民間だから。民間といえば当然そうじゃないですか。

松本委員 例えば国際約束がなくても、相手国政府からの提案のアイデアであれば当然協力

体制は違ってくるでしょう。これは民間企業からの提案だというのは先ほどから結構重要な。したがって、その民間企業から以降を残した、さらに体制等が違うんだということがあれば、ほぼおっしゃっている趣旨はそれでも十分だろうというふうに思います。

高梨委員 逆にあると何か。

松本委員 繰り返しになりますけれども、やはり私は二国間の国際約束を前提としていないということが、今後例えば新 J I C A で議論するときに引かかる可能性があると思っていますので。二国間の国際約束がなくても政府間であればやりようはいろいろあると思うんですが、これは民間だから非常に難しいというところで、民間だからというところの前提条件さえ書かれていればよろしいのではないですかと。

住吉理事 松本委員の言われる将来 J I C A、J B I C が合体したときに影響する、例えばどうということが考えられますか。

松本委員 先ほどの……

住吉理事 これはジェット口調査のことをいってるのであって。

松本委員 ただ、やはり J B I C の議論、J I C A の議論というのはジェット口の議論に反映されていることは実感として受けていますので。日本の O D A は一元管理されていない分皆それぞれの特徴がある。けれども、我々みたいなものが横に串を通すように存在することによってそれを整合性があるようにいろいろと見てきたんですけれども。

そういう意味からいけば、今のジェット口の議論というのはもし今後 J I C A や J B I C の議論につながるような部分があれば私としては非常に重視をしたいなというふうに思っているんですね。

そういう中で、この二国間の国際約束がないからこういうことはできないじゃないかとか、あるいはこういうことは難しいんだということがここである程度共通の認識のようになると、その議論そのものというのがやはり次の J I C A の議論や、今度の新しい J I C A では協力準備調査といって国際約束なしに円借に結びつくような調査をやるようですけれども、これはジェット口の調査と同じじゃないですかというふうに言われてしまうと困る部分もいろいろあるし、予算規模も違いますし。そういう意味からいけば、じゃあ J I C A が今考えている協力準備調査とジェット口調査の違いは何かというと、二国間の約束がないことではなくて、規模が違うでしょうと、人員の体制も違うし期間も違うでしょう。相手国との協力体制だってやはり違うじゃないですかと。そこが私は違いなのであって、二国間の国際約束がないことが違いなのではないというふうに思います。

住吉理事 これは、高梨委員が言われるように、調査がやりやすいかやりにくいかということの話だったですよ。そこのところは事実だから、そういうふう書いておく必要があるんじゃないかなと思いました。

その新 J I C A だか J B I C のところでもそこは明示しておけばよろしいのではないですか。

松本委員 それが二国間の国際約束がないからではないんじゃないかというのが私の意見です。今までも無償資金協力の事前の調査というのは国際約束なかったんですけども、やっていましたよね。ですから、それはつまり高梨委員の言うとおり、何かほかに 2 つの関係があったわけで。したがって、二国間の国際約束がないからこうなんだというのはちょっと危険、乱暴な議論だと思うんですよ。

原科委員長 意味は通じるのであれば、ほかの影響、将来の影響もいろいろ考えなきゃいけないというならあえて入れなくてもいいとは思いますが。これを外すとジェットロの調査の場合は協力をそう簡単に得られない状況になるので厳しいものだということはわかりませんか。

高梨委員 松本委員が言っているのはまさにそこなので、要するにこういう約束がないために現場では大変苦労する。要するにそういうことが了解されていないわけですね、少なくとも現地機関位しか知ってないわけですから。そこで、松本委員が言われているのは若干ジェットロさんに気の毒だと思うのは、その後の J I C A、J B I C の話があるからこのジェットロ調査でこういう修飾語をつけないほうがいいというふうにおっしゃられるので。ただ、我々今議論しているのはあくまでもジェットロ調査をどううまく実施するかという話なので。個人的にはその後でもしそれが円借款につながるのであれば、それは J B I C のほうでしっかり担保して事前の調査をレビューしてやるべきであって、それはジェットロさんの本当は責任ではないわけですね。ジェットロさんの調査はあくまでもその中でしっかりやることをやって、それが円借款につながるという、まさにそれを受ける J B I C 側でしっかりそれを再度レビューして環境社会配慮十分かどうかということをしっかりやるべきだという話だと思うんですよ。

そのとき現場で基本的に違うのは、さっきから言いましたように、やはり向こう側の実施体制なり協力体制が基本的に違うというところからスタートしているんですよ。

松本委員 しかし、繰り返しになりますけれども、二国間の国際約束があったのは開発調査ぐらいですよ、プロジェクト形成調査はないですよ。

高梨委員 だから、先ほど言いましたように、それは事前に要請状は正式にあるわけですよ。

松本委員 プロジェクト形成調査は要請がない場合もあるんじゃないですか。

田中委員 （要請状は必ずしも）ないですね。それは日本側から調べに行くということでしょう。

松本委員 ええ、みずからの意思でやるというところがありますので。

高梨委員 そのときはでも実際にそんな細かい調査なんかしないですね。

田中委員 概略の調査でありますけれども、少なくとも先方政府はその調査団に対していろいろな情報を出してくれるということで作るわけですね。

ですから、先ほど申し上げましたように、この将来の円借款につながるような案件で先方政府も情報をほとんど出さないような民間の提案だったら、これはなかなか今回の調査の目的という意味では非常に難しいものになるんじゃないかなと思うんですよね。

高梨委員 基本的にジェットロさんの調査はそこが一番課題なんです。現実にはほとんど向こう側からどうぞという形で情報データが出てくるというのはなかなか余り多くないという我々認識なんですよね。それはしょうがない、日本企業のほうでアイデアを出してこういうふうにやりませんかとか働きかけるところがあるので、先方のほうでこれだけのデータをもっていると...

...

原科委員長 では、村山委員、どうぞ。

村山委員 削除するかどうかを議論すると多分削除はできないような感じがするので、国際約束という言葉を使わずに、だけれども JICA、JBIC とは違うという表現であればいいと思います。

原科委員長 なるほど。私もそういうふうに感じますね。

村山委員 例えば JICA、JBIC という言葉を使わないほうがいいと思うので、主要な二国間援助機関において期待されるような相手国からの協力等を前提とすると、そういう言葉を入れれば両者の意思は反映されるかなと思うんですが。いかがでしょうか。

原科委員長 私も同じような感じですね、表現は違いますけれども。では、私も代替案を言います。同じような趣旨で。二国間の国際約束等というのは随分引がかかるようなのでその表現は、私の場合は、相手国の明確な協力を前提とはせずとかね、そういうような表現はどうですか。どうでしょう、あるいは支援でもいいですけども。相手国からの明確な支援を前提とはせずと。今村山先生がおっしゃったようなことです。ちょっと表現違いますけれども。

高梨さん、どうでしょう。

高梨委員 ちょっとそこ考えてみたらどうですかね。私も考えてみます。明確な支援を前提

にせず。

原科委員長 明確な支援だから、明確じゃなくてもいいんですが、クリアな支援、それが言いたいんでしょう、国際的約束というのは。国際約束、これはもう約束した以上は明確に支援すると、それがいいんですよね。ただ、国際約束という言葉だと、いろいろ別に波及しそうなので、相手国の明確な協力を前提とはせずとか。

岡崎委員 松本さんのご懸念もわからないわけではないんですが、ここはあくまでもジェット口調査の特徴を書いている部分ですね。ジェット口の制度がどういう制度かということを説明している部分で、ジェット口の調査というのは国際約束がない、それはまさにそうなんです。それを書くことにどういうインパクトがあるのかなという点については私はやはり理解できないんです。

なぜここがポイントになるかという、まさに高梨委員がおっしゃるとおり、実際にやる現場でのご苦労もそうですし、それからかねてから議論になっていますけれども、例えばフォローアップするときにジェット口のこの案件形成調査の円借款へ結びつく打率の少なさとか。それはなぜそうなのかとか。やはりジェット口の調査の性格を書いている部分なので、そこはやはり、こだわりは私もまだこの言葉にあるんですけども、今後の議論への波及をご心配されるあまり、ジェット口調査の事実としての特徴を書いている部分についての削除を要求される点についてはちょっと理解ができないところがございます。

松本委員 例えばJ B I Cは国際約束があるんですか？

岡崎委員 これは調査業務で、例えばS A P R O Fなんかはないですよ。これはもう既に要請された案件を調査する、取り上げるに当たっての補強をするという位置づけなので案件自体の要請は受けていることが一般的です。

松本委員 一番重要なのは先ほどから言っているように、相手国政府の要請に基づいていないということなのではないのかなと思っています。ジェット口調査の特徴はいろいろあるでしょうけれども、ここをピックアップするのか、それとも相手国政府の要請に基づいていないところをピックアップするのか、それはその後だからどうなるのかということと密接につながる。

ですから、岡崎委員がおっしゃるように、ジェット口調査の特徴を書くことはもちろん否定はしませんけれども、あえて基本方針の中に何をピックアップするのか、というのはジェット口の調査の特徴を色濃く反映しているそういう特徴をここに書く。ですから、そうするとやはり要請がないとかそういう部分が大きいんじゃないかなと思うんですけども。

岡崎委員 要請がないのにやるからお互いの約束がない。

原科委員長 そうしたら、相手国の要請に基づくものではなくとかそういう表現のほうがいいですか。いかがでしょう。

事務局（藤崎） 確認ですけれども、相手国政府の、ここ二国間の国際約束等を前提とするというのは、相手国政府の要請を前提とせずですか、それでよろしい。

原科委員長 いや、要請に基づくものではなくでしょう。

事務局（藤崎） 前提をせずで……

原科委員長 どっちでもいいかな、どっちがいいかな。もう一回言ってください。

事務局（藤崎） 相手国政府の要請を前提とはせず。

原科委員長 前提とはせず。相手国政府の要請を前提とはせず、そのほうがいいのか。

高梨委員 できれば正式なと入れてもらおうと。

原科委員長 相手国政府の正式な要請を。

高梨委員 非公式な要請が結構あります。（笑）

原科委員長 では、もう一遍言います。表現を変えまして、「その際ジェット口調査は相手国政府の正式な要請を前提とはせず」、そんな表現でよろしいでしょうか。

松本さん、どうですか。

松本委員 はい。

原科委員長 いいですか。

高梨さん、今の。

高梨委員 ええ。

原科委員長 岡崎さん、いいですか。

岡崎委員 はい。

原科委員長 田中さんも。

田中委員 はい。

原科委員長 村山先生いいですね。では、全員いいです。私もいいです。それではそうしましょう。

ちょっとブレイクしましょうかね。ここでちょっと休憩とります。では、ちょっと十数分、40分ぐらいに再開しましょう。短い。じゃあ、45分。ちょっと長めにブレイクとります。45分に再開します。

午後3時26分休憩

午後3時47分再開

原科委員長 それでは、再開いたします。

今直した案を提示をしていただきますが。

別添、「ガイドラインの改定について」ということで文言の修正ということでございましたので、追加でございますけれども、その文案をつくっていただきました。今配布しております。

では、これをちょっとご説明いただけますか。では、先ほどの議論を受けまして、事務局で6番として「ガイドラインの改定について」という項目を追加していただきました。これはどのようなことをつくっていただいたか事務局から簡単にご説明いただきたいと思います。

事務局（藤崎） ガイドラインの改定についてという項目を1項目追加するよということのでございましたので。JICAのガイドライン、それから国際協力銀行のガイドライン、両方見まして、それでこの文案はちょっと両者足し合わせたような感じですが、つくってみました。

読み上げますと。「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。」という形にしております。

それで、裏を見ていただきたいんですが、今度は定義のほうの7番目ですね、スコーピングのところですが、「幅広い洗い出し」ではないかということで、ここに書きましたのは、「本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。」という形にしてみました。

原科委員長 その後に点が入ったほうがいいかな。「必要と、現時点で」、点を入れておい

てください。

私はこれで了解です。いいですか。

事務局（藤崎） もし何かありましたら。

原科委員長 ありがとうございます。大変クリアに書いていただいていると思います。

では、これでよろしいでしょうか。

清水産業技術部長 すみません、1点だけ。「ジェットロ調査」という表現ですが、第 部で

はまだ「ジェットロ調査」という定義をしておらず、「ジェットロ案件形成調査」という言葉の「スクリーニング」でも使っていますので、も「ジェットロ案件形成調査」にしておいたほうが。

事務局（藤崎） 案件形成調査ですか。

清水産業技術部長 はい、整合的かと思います。

原科委員長 はい、では整合性をとってください。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、第 部を直していただきまして、どうもありがとうございました。

では戻りまして、第 部、1 ページ目のところ、先ほどのところでもう一回確認しますと。（2）の基本方針、1 ページの真ん中辺でございますが。その4行目で、「その際ジェットロ調査は相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において JICA / JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。」ということになります。

よろしゅうございますか。

では、ご了解いただきましたので、先へ進みます。

このページで残されたものは一番下の行のフォローアップ、ですね、フォローアップの一番下の行で、括弧に入っておりますが、「（フォローアップ調査の結果は、速やかに公表されるものである。）」という文章にしましたけれども。

これを括弧ということはこれを削除するかもしれないということですが、いかがでしょう。残すか、削除するかということになります。ご意見いただけますか。

どうぞ、住吉理事。

住吉理事 速やかに公表されるものであるというのは、「役所が公表するんですよ」ということをいってるわけでしょうか。

原科委員長 そうです。

住吉理事 「ジェットロが公表するんですよ」ということではないのですよね。

原科委員長 だから、するじゃなくてされるものであるという表現じゃないとまずいかな。

住吉理事 このガイドラインにそれが必要でしょうか。

清水産業技術部長 まさに私もそれをご指摘申し上げた訳です。ジェットロのガイドラインの

中にはこれは不要ではないかということです。経産省の仕様書の中に経産省が書かれるお話であって、それ以上のものではないので、ここでは削除すべきではないかと私は前々から申し上げております。

原科委員長 いかがでしょう。ほかのご意見ございますでしょうか。

松本委員。

松本委員 現行においても仕様書には最終報告書を含めて公開をするということは書かれてはいないわけですよね、ジェットロ側が公開するということは明示されてないと思うんです。しかし、ジェットロはこれまでどおり自主的に公開されていると。最終報告書ですね。

それについてはつまり経済産業省と話をしてこれを公開しても大丈夫かというようなプロセスを経て公開したのでしょうか、その最終のレポートについては。

つまり、フォローアップ調査はもともと絶対に公表してはいけないとなっているのでしょうか？。仕様書には公表するとは書かれていませんが、最終レポートももともとそういうものだったけれども公開されているということを見ると、特段公表したらいけないよとされているわけではないんでしょう。

清水産業技術部長 良いとも悪いとも言われていないですが、調査報告書については個別に我々は経済産業省の許可を得て公表しています。ですから、公表していないものもあるということです。フォローアップについては、これは必ずしも受託している3つの調査の全部の調査で行っているわけでもありませんし、毎年行ってきたわけでもありません。そういう意味で、これまで我々ジェットロが公開することを余り考えてきませんでした。基本的には著作権者たる経済産業省が公開されるのであれば、ご自身で公開されるでしょう、ということでございます。

原科委員長 宮崎委員。

宮崎委員 これ前回は議論されたことですがけれども。今もう一回読み直してみますと、ガイドラインの中にフォローアップ調査の結果は速やかに公表されるものであるとあって、公表するのはジェットロさんではないわけで経済産業省だとすると、やはりこのガイドラインの中にこれを入れるというのはどうかなと思います。むしろガイドラインはガイドラインでジェットロさんの立場というか方向というのを明確に書いておかれることで私は結構だと思うのですが。

確かに結果は早く公表されることが私も望ましいと思いますけれども。経済産業省のほうに例えばこの委員会なりあるいはジェットロさんのほうから言っていただくとかというふうにしたほうが、ガイドラインの中にこれを入れるというのはちょっとそぐわないかなと私は思います。

原科委員長 いかがでしょうか、ほかにご意見は。

書くとしても「なお」でしょうね、なおこれこれであるという表現。「なお、フォローアップ調査の結果、速やかに公表されるものである」ぐらいの表現だと思いますが。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 1点だけ確認したいんですけども。確かフォローアップ調査というのは、その次につながったかどうかということがメインの調査であって、それこそ現地まで乗り込んでいってですね、ここに書いてある環境社会面でその後どうなったかというような調査までするような内容だったのか、ちょっと記憶が違ったらあれなんですけれども。そこまでの十分な調査ができるような内容になってたのかなと思うんですけども。

清水産業技術部長 フォローアップ調査の目的は、まさにご指摘のとおり、案件形成調査の結果がプロジェクトにつながったかどうかという点をアンケート調査等を含めて行うというものです。つまり、制度を良くしていくためのフィードバックを得ることを目的に経済産業省が実施していると認識しております。

いくつか個別に現地調査をしている例もあります。ただし、環境社会配慮だけではなく、様々な観点からチェックを行う性格のものではございます。いずれにしても、そういった性格の調査ということもあって、いわゆる個別の案件形成の調査報告書とは少し違うものということです。従って、特段これまでは公開ということを我々も余り意識しておりませんでした。

原科委員長 いかがでしょう。私もフォローアップ調査をやった以上は公開しなきゃ意味がないと思ってますけれども、私は。ですから、なお公表されるものであると一言入ってもおかしくないと思いますけれども。でも、皆さんのお考えはどうでしょうか。

松本委員。

松本委員 要するに書くならジェットロは公開すると書けないとガイドラインに書くという意味では、この報告書の性格をここに書くというのはやはり私も少し違和感があって。もしガイドラインに入れるならジェットロは公開すると書けるかどうかだと思うんですね。

問題は2つあると思うんです。経済産業省がいいですよと言っているかどうか。もう一つは、何度も部長がおっしゃるように、それはサーバーはどうするの、いろいろなコストがかかるというようなそういう情報公開に伴って実際に必要なコストをジェットロ側が負担していることをどう考えるか、その2つあると思うんですけども。実際に例えば経済産業省に聞いてみてどういうかというフィードバックをこの委員会にいただくとか、そういうことというのは可能なんでしょうか。

それとも経済産業省がうんと言おうと、ジェットロとして要するにサーバーの管理その他を考

えるとコストの人的なものもあるから、たとえ経済産業省がうんと言っても私たちはやる気はないという立場なのか、そこはどうなのでしょう。

清水産業技術部長 2点あって、テクニカルに出来るかどうかと言われれば、予算をとって外部のサーバーを借りてやることで、出来ないことはないと思います。もちろん予算をどう取るかというのは経済産業省との関係がありますから、これは確約は出来ません。

もう一つは、現実問題として著作権者である経済産業省がフォローアップ調査の報告書をどうされるかということは我々には分からないということです。最終的にどういう報告書が出て、そのどこを公開されるのかは我々は分かりません。これはひとえに著作権者である経済産業省が決めることです。現段階で我々がどうしますかと聞いても答えは返ってこないと思います。最終的に出来あがった報告書を見て、もしかするとここここは出せませんねといって黒塗りで経済産業省が出されるのかもしれませんが、もしかするとこれは出せませんと判断されるのかもしれませんが、あるいは公開されるのかもしれませんが。いずれにしても、著作権を持っている経産省の判断ですから、私たちが今の段階でどうこう言えるものではないと考えています。

松本委員 それを尋ねてはどうかと思ったんですけれども、経済産業省に。毎回いらしてないのでちょっと尋ねられないんですけれども。これは尋ねてみるとわかりますよね。

清水産業技術部長 我々は、案件形成調査の調査報告書のほうはこれまで公開してきた実績があるので、こう書かせていただいています。しかし、契約上は「著作権者の経済産業省の許可なしに公開するな」という契約になっています。従って、契約に従ってガイドラインを正確に書けば、「ジェトロが調査報告書を公開する」ということは書けないはずで、コンプライアンス上、我々は契約を守るということが一義的に必要なわけですから。しかし、既に調査報告書の公開を行ってきた実績があるので、調査報告書については、「公開する」書かせていただいても、多分問題はなからうと我々は考えているわけです。以前にも申し上げたとおり、ガイドラインとしては、若干ファールラインを踏み越えている訳です。一方、フォローアップ調査については、公開を我々は行ったことがありませんし、かつ内容については制度に反映されるということで、1個1個の案件の調査報告書とは違うということかと思しますので、我々としてはこの段階でフォローアップ報告書を公開するというところまでは書けないだろうと考えております。

原科委員長 これは括弧になっていますけれども、削除ということで手を打ちますか。よろしいですか。

そのかわり経済産業省への注文をつけるという格好にしましょう、さっきおっしゃったよう

な。税金で行うことだから情報公開は私は当然だと思ってますけれども。ここではジェットロとしては書きにくいということはわかりますので。

では、次にまいります。2ページ目です。ここでは、先ほど次の段階で行う環境アセスメント、上から3行目ですね、「ジェットロ調査は次の段階で行う環境アセスメントの」と入れておいたほうがいいですかね。清水部長、入れましょうか。

清水産業技術部長 次の段階で……

原科委員長 で行う環境アセスメントのスコーピング。さっきの と整合するように加えたらいかがでしょうか。

いいですか。

清水産業技術部長 整合的にあわせるということですか。

原科委員長 そうです。

田中委員、どうぞ。

田中委員 その1行目なんですけれども、ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査（事業段階の環境アセスメントを含む）と、これはもうフィージビリティのときは計画段階のアセスメントということでJICAも考えておりますので、事業という言葉ではないと思います。まだ計画段階のほうが的確だと思います。

原科委員長 そうです、おっしゃるとおりです、これ計画段階ですね。

では、これご指摘のように直します。

ほかにございますでしょうか。

（3）に移ってよろしいでしょうか。満田委員、どうぞ。

満田委員 （2）の3のステークホルダーからの情報収集等というところなんですが。

原科委員長 （2）の3）の 。

満田委員 ステークホルダーからの情報収集等というところなんです。何度も議論になっておりますが、まだ結論が出ていなかったと考えております。この前半については同意しますが、後半部分ですね、このままですとやはりステークホルダーとして実施機関しか言及されていないというふうに私は考えております。配布していただきました別添 、6月27日段階のステークホルダー。別添 の2ページ目の一番下にステークホルダーの特定と対話及びヒアリングという項目があります。この時点ではこういう書きぶりがされております。ぜひここを復活させていただきたいというふうに考えています。

これについて何度も議論をいたしました。やはり次の段階につなげるという意味で、この

段階で例えば事業地域に専門的な知見を持っている専門家やN G O等の幅広いステークホルダーがいるわけなんです、そのステークホルダーからの情報収集、そして意見聴取を行うのは今後の調査立案ということについても非常に重要であると考えています。特にジェット口調査が非常に大規模な調査も含んでおりますし、またその円借款につなげるということを考えますと、やはりJ B I Cのガイドラインに即した「代替案の検討段階での検討」できるぐらいの前段階でのステークホルダーとの協議ということはこの段階でやらないともう手遅れになってしまうということがあると思います。ぜひこれは復活させていただきたいと思います。

原科委員長 復活といいますと、文章はどんなふうになりますか。さっきのままでは長すぎるので、これにあわせた表現になりますね。

満田委員 「その結果を報告書に記述する」という最初の文章はいいと思います。

原科委員長 いいですね。

満田委員 特に被影響地域が明確であると判断された場合には、状況によって影響を受ける可能性がある住民を含む幅広いステークホルダーが確定された上で、情報収集や意見聴取が行われ、フィジビリティ調査など次の段階以降の調査に反映されることが重要である。このため、スクリーニングの結果影響があると分類された提案事業については、提案者は現段階で予測されるステークホルダーとの対話またはヒアリングを実施する。対話またはヒアリングが実施できない場合には、その理由を示すものとする。

ちょっと長くなりますが、こういう趣旨の文言を含めていただきたいと思います。

原科委員長 いかがでしょう。清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 ここは、我々は前々から申し上げておりますように、満田委員のご意見には反対です。このジェット口調査の段階は、相当上流段階であるということ、それから、実際にこの調査にかけられる時間、コストを考えた時に、現実的に行う事は無理だろうと考えるからです。基本的な我々の考え方としては、先ほどのスコーピングの前の段階での洗い出しと同じように、この段階では次の段階で行うべきステークホルダーとの協議についての情報をきちんと集めるということに留めるべきだ、と前々から申し上げているところです。

議論の最初は、我々はプロジェクトの実施機関も決まってない段階ではステークホルダーからの情報収集すら書くべきでないとし申し上げていたわけですが、満田委員から、想定されている実施機関があるのであればコンタクトすべきでしょう、というご指摘もあって、そこまでは我々書かせていただいたわけですが、しかし、さらに、影響が出る様々なステークホルダーとコンタクトをし、それについてきちんと3ヶ月、4ヶ月の調査期間の中で書きなさい、というの

は私は決して現実的だとは思いません。

原科委員長 期間3ヶ月、4ヶ月しか使えないんですよ。

清水産業技術部長 ですから、無理だと思っています。

原科委員長 そんな状況だと、私もそんなふうな感じは受けますけれども、いかがでしょうか。

満田委員 たとえ3ヶ月、4ヶ月であったとしても、ある程度のステークホルダーのヒアリングというものは可能ですし、私はするべきだと思っています。

原科委員長 そうすると、可能であればということでしょう。

満田委員 はい。

原科委員長 絶対やらなきゃいけないという表現、さっきのはね。

満田委員 可能であればという文言をつけてもいいかもしれないんですが。実績といたしましても、大型案件、ジェットロさんの案件発掘調査でヒアリング調査もなさっておりますし、やはりここら辺は円借款につなげるためにはむしろ強めに打ち出すべきところではないかと私は考えておりますが。

原科委員長 住吉理事、どうぞ。

住吉理事 おっしゃることよくわかるんですけども、逆に限られた時間と予算の中で、限られたステークホルダーに話を聞かざるを得ないわけですよ。本来であればたくさん聞いてじっくり聞いてやれば正しい影響がわかるかもしれませんが、そういう短い期間で少ないお金でやるとかえってサンプリングが悪かったりして、全然違った結論が導かれるような可能性も非常に高いと思うんですよ。

この段階では恐らくそういういわゆる「洗い出し」という程度にとどめておかないとかえってミスリーディングになってしまうのではないかな、というふうに思いますけれども。

原科委員長 どうですか。

満田委員 おっしゃることは一面ごもっともなんですが、ただそれでも通常、例えばJ B I CのS A P R O Fと呼ばれる同じような小型の三、四ヶ月の調査においても環境社会影響が問題となっているときは大抵はやはり主要なステークホルダーとされるような方々へのヒアリングは行います。その時点、フェーズが違いますので何とも言えないんですが。ただ私はステークホルダー協議というのはJ I C Aのような大がかりな調査において一気に大規模にやるものでもない、そういうやり方もあると思うんですが、その前段階でステークホルダーを特定するにはやはりステークホルダーに聞いていくということが重要だと考えてるんですね。

ですから、この段階でステークホルダーの特定を主目的とするのであって、政府機関、実施機関からの聞き取りだけでは私は足りないと考えているんです。

ステークホルダーをどう特定するんだというのは本当に J I C A でも悩ましい議論でありまして、ただなるべく幅広くヒアリングを行って、その中でステークホルダーを特定していくというような絞り込みの作業というのはどの段階でもそれなりにやっていかないと、やはり必ず後で漏れが出てきてしまいますし。逆に手戻りによってコストが生じてしまうということも大いにあり得ると考えておりますので。

やはりこのジェットロ、最上流部とは言いつつ、環境社会調査をするならばやはりそれなりにヒアリングというのは重要というか必要だと考えています。

原科委員長 S A P R O F で 3、4 ヶ月の範囲内でそういうことが行われているというご説明でしたけれども、そういうことでよろしいですか。

岡崎委員 似たような調査というご説明がありましたけれども、これは似ていません。要するに S A P R O F は既に要請されている案件、ないしは要請が確実な案件を正式に審査に耐えられるために、いわば補強を行うための調査です。ですから、相手国におけるプロジェクトのステイタスが明確です。

ですけれども、ジェットロの調査はそういうものもありますけれども、むしろそうじゃないものの方が多い。相手国で提案されて実際に検討のプロセスに載るかどうか、その案件が正式に要請されるかどうか、はわからない段階にあります。この違いはまず認識していただきたいと思います。

原科委員長 ステークホルダーは相当明確になる可能性は高いわけですね、J B I C の場合は。

岡崎委員 ですから、S A P R O F はもう明確ですね。ですけれども、ジェットロの調査は、これも先ほどの議論とも共通しますが、やはり相手国がその案件を本当に取り上げるかどうかということは民間企業が提案した段階ではわからない。その段階での情報収集というのは、参考になる意見というのは聴取すべきだと思いますけれども、それを義務づけて、それを結果としてそのレポートに反映させて提案するところにまでもっていくということは私はいかなものかなと思います。

原科委員長 むしろ努力義務ぐらいたらうということでしょう。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今明確にお話にならなかった決定的な違いは、S A P R O F の場合には既に F S

があるということが前提なんですね。ただし、そのF Sが十分でないからそれをS A P R O Fでやってほかの……

原科委員長 F Sの補完ということですか。

高梨委員 そうなんです。ですから、S A P R O FでももちろんF Sをやる場合が例外的にありますけれども、基本的にF Sのレポートがあって、これで円借款を借りたいということで要請があったときに出てきた現地政府のまとめたF Sのレポートが十分でないという場合にはその補完としてS A P R O Fを出すんですね。

ですから、ちょっと言われていたんですけれども、そこが決定的な段階の違いがあって、S A P R O Fの段階は少なくともF Sがあると、そこで恐らくステークホルダーが比較的特定されている状況だろうと思いますけれども。

ただ、このジェットロさんの調査の段階は、それこそまずプロジェクトがどんな形でというのは概要の段階なので、満田さんも恐らくこういう社会配慮調査やってきたことあると思うんですけれども、どこからどこまで道路引こうといったときに、実際その道路のルートはどうしようかということもまだ決まってないわけですよ。ですから、そこにどういう人が住んでて村があるかということからいうとなかなか特定しにくいと思うんですね。

そこで今最初にご提案があったようなステークホルダーを集めてできるだけ協議をしましょうというふうなことを書くと、それが一人歩きして、要するに特定できないステークホルダーを現場の人はまたやらなきゃいけないみたいな話になって、そこからやはりミスリーディングになる。

それから、現場で一番注意しなきゃいけないのは、まだ案件が事業化されるかどうかわからない段階で、どうそれを住民の人にお話を聞かないんですね。ここに道路引くからあなた立ち退きのこと云々なんていうことはまず聞けないわけですから、普通でしたらどういう生活でどんな生活の糧を得てますかとか、家族はどういう構成ですかとか、そういう概要から入って聞いて聞くぐらいしか正直できない状況なんですね。ですから、この段階でステークホルダーと協議をやりなさいというのと、我々もみんなあの悩ましいJ I C Aさんの3回ステークホルダー協議やりなさいというあれも意味がありますから。ましてJ I C Aさんは援助機関でそのスタッフの方は少なくともそれを知ってなきゃいけないんですね。ところが審査会なんかではみんなコンサルタントが前面に立ってやってる状況なんです。

ですから、ここでジェットロさんにこれやりなさいとここで書いておくと、いや、すみません、これ書いてあるので協議を必ずやってください、特定できるでしょうというようなことで、一

人歩きになってしまうので。せいぜいやっても可能な範囲で聞くぐらいしかできないと思います。

原科委員長 そうですね、今のご説明で私もそういうふうに理解しますが、やはり状況が違う。同じ三、四ヶ月の期間でも中身が相当具体化していればそれは可能でしょうけれども、今のような上流段階では難しいというような感じを受けました。

ただ、さっきむしろステークホルダーの特定方法と云々のプロセスで、できるだけ現地のステークホルダーにアクセスしていただくというそういうようなことは必要だと思います。そのぐらいを加えるようなことはどうでしょうか。

どうぞ、松本委員。

松本委員 長い議論をしてきたわけですが、私が一番気にしているのは実施機関、およそ中央のユーティリティとか道路局とかがどこまでとある地域の事業に関するステークホルダーの特定に役立つ情報を持っているのかということが第一の疑問点なんですね。つまり、この段階でステークホルダーをどうやって特定したらよいかということ調査報告書に書くということはいいと思うんですが、それに十分な情報を持っているのが実施機関かどうかということ、私はどうしてもそこは疑問があるんです。

かといってじゃあ住民に聞けといえはいろいろこれまで議論があったわけですから私もそこには立ち戻らないとして。でも、少なくとも実施機関だけでは十分じゃないと。例えば「現地の環境社会状況に詳しいステークホルダーから情報収集し」とかいう一言を入れる。これってすごい重要だと思うんですね。例えば我々もカンボジアのある事業によって影響を受けている人たちがどのくらいいるのかを知りたいんだけど、一体だれが知っているだろうかというそのだれが知っているかにたどり着くのは結構大変な作業なんですね。

こういうときにまず何をやるかということ、そのセクターで活動しているNGOはだれだろうか、プノンペン大学の先生でこういうことをやってる人はいるだろうかとか、そこから入っていくのが普通なんですね。やはりこのジェット口調査の中ではそこはやったらいいんじゃないかと思うんですね。ある地域であるセクターの事業を提案している企業が、じゃあその地域で活動している団体にどんなところがあるのだろうか、そういう人たちに現地の状況はどうなってるのだろうかということを知りたいというのが私はやはり実施機関からの情報をかなり高める、質的にも量的にも高めてくれますし。住民に変な不安を与えることにもつながりませんし、そこは最低限やったらいいんじゃないかと思いますので。

今いただいている文章ではこれといくつか似たような文言があちらこちらにあって、ここに

入れるかどうかはまた議論していただきたいんですが。満田さんがおっしゃったように、最初の部分はそのままとして、特に被影響地域が明確であると判断される場合には、当該地域の環境社会状況に詳しいステークホルダーから情報収集し、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を記述する、などを記述するというような感じで、点のところに一つ節を入れてはどうか、というふうに思います。

原科委員長 判断される場合には、当該地域の環境社会……

松本委員 環境・社会状況に詳しいステークホルダーから情報収集し。

原科委員長 状況に詳しいという言葉を追加したいと。想定されるのかわりにですね。

どうぞ。

事務局（藤崎） 今度はこちらから説明させていただきますと、実は私どもがこう書いているのは、松本さんが今言われたようなことも考えてのことなんです。というのは、物事にはステップがありまして、さらにだれがそれをやるのかも考えねばなりません。実は本格的に例えばF Sとかをやって、環境アセスもやるということになれば、それをやるのは日本側ではありません。ですから、まず原則として事業実施機関と協議をするということにする。その時事業実施機関に聞いたからといって必ずしも情報がとれるとは限らないというのは松本委員のおっしゃるとおりです。ですから、例えば大学の先生等、これも実施機関の関係者で、その国の人たちであるならば容易にコンタクト、むしろ日本の民間企業、調査会社よりもはるかにコンタクトはしやすいと思うんですね。そういった方々をインボルブしてもらって、それで実施機関と一緒に協議をされたらどうかということです。

要するに実施機関を一つのパイプにして、そういった情報の収集をしたらどうかというのが私どもの、ある意味でこの文章の背後にある考え方だとお考えいただけると助かるんですけどもね。

松本委員 質問なんですが。

原科委員長 はい、どうぞ。

松本委員 それはつまりJICAのマスタープランの記述に近いというふうに考えてよろしいんですか。つまり、たしか現地ステークホルダーと共同でこの段階で、スコーピング案をまとめるときに現地ステークホルダーと共同で実施機関と協議すると書かれていたと思うんですが。いかがでしょうか、記憶ですが。そういう意味ということなんでしょうか。

事務局（藤崎） JICAのほうでどう書いてあったかというのはちょっと私も今手元にあるけれどもなかなか。

松本委員 ここに今ありまして。スコーピング案のところでは、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行いと書いてあります。

事務局（藤崎） 現地ステークホルダーに関する情報収集、ステークホルダーという言葉は幅広いものですからどれだけということになりますけれども、要は、例えば日本企業が直接行って何かできるかという私はそう容易なこととは思ってなくて、むしろ、これも想定される実施機関だから悩ましいんですけれども、実施機関と共同ならばはるかにそういったこともやりやすいであろうということです。

清水産業技術部長 よろしいですか。

原科委員長 ちょっと待ってください。今の関係。いいですか。

では、清水さん。

清水産業技術部長 先ほども申し上げましたけれども、我々はこのステークホルダーからの情報収集のところは、報告書の中に必ず協議をした結果を書きなさいというのは無理だというのが最初の発想だったわけです。

なぜなら、プロジェクトの実施機関も決まってない段階で行うことは非常にミスリーディングにもなり、適当ではないだろうということです。これは先ほど松本委員もおっしゃったように、特に住民に対して話を聞くことがミスリーディングになることを、我々は非常に懸念したわけです。しかし、何もステークホルダーの情報がないというのは、この段階であってもおかしな話であって、次の段階にどう繋げるかということをきっちりここで整理しましょうということです。

その時に、想定している実施機関があるのであれば、そこがコアになるのですから、まずそこをコンタクトをさせるということは義務づけましょう。義務づけるといっても、現実問題として難しい状況もあるでしょうから、村山委員のご指摘も踏まえて、「原則として」実施機関とコンタクトしてくださいという書き方をさせていただいたわけです。

ですから、それに加えて、「この大学の先生に聞けばいい」といったお話はそれぞれ調査実施者のご判断があると思いますので、その結果を報告書に書くことを我々は否定するものではないわけです。けれども、それを義務として書かせることは、やはり過剰な負担を調査する方に強いるのではないかと考えている次第です。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 私はここは過剰ではなくて必要な、つまりステークホルダーを特定するのに実施機関との協議は不十分だと思っています。過剰ではなくて必要な負担だと思っています。

原科委員長 今議論を伺ってまして、そうしますと例えば今の話ではステークホルダー特定の段階で当該地域の環境社会状況に詳しいどなたかにアクセスするというのがポイントですが、そちらの要求は。

松本委員 そこは少しほわっという書き方で、現地の環境社会状況に詳しいステークホルダー、これには地方自治体とかも含んでいます。

原科委員長 詳しいステークホルダーにアクセスすると。

松本委員 ええ。

原科委員長 アクセスという表現でもいいですか。アクセスではぼやけてしまう。アクセスしてもらおうということでもいいのかな。

事務局（藤崎） ですから、そのアクセスの仕方が直になるかそれとも間接的になるかといったら、僕は間接的な……

原科委員長 それはいろいろな程度がありますからね。アクセスという表現には。

事務局（藤崎） 間接的なほうが、例えば日本企業がポンと行ってというよりも、やはり現地の実施機関なりをかませたほうが……

原科委員長 ケースバイケースですね。

事務局（藤崎） はるかにいいだろうと私は思います。

原科委員長 村山さん。

村山委員 ステークホルダーの定義に関しては、最初の部分のうち、

事務局（藤崎） では幅広く。

村山委員 用語の定義の で書いてあるんですけども、ジェットロ調査に関してはかなり幅広いですね。ただ、フィージビリティ調査等の結果を踏まえて書いてあるので、F Sが終わらないと特定できないような意味にもとれます。これを除いたらプロジェクトの実施者と地方自治体の関係者とプロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体、それから地権もしくは利権を有すると想定される個人や団体とかなり広く書いてありますね。

ですから、もしこれを字義どおり読めば、ここで書いてあるステークホルダーというのは相当広いと読めると思います。

そうだとすると、余りいろいろと修飾語をつけずに書いても、むしろそれでいいんじゃないかというふうにも思えるのですが、いかがでしょうか。

原科委員長 当該地域の環境社会状況に詳しいとかは、言わなくてもいいと。

村山委員 ええ。

原科委員長 じゃあ、判断される場合にはどんなことがありますか。記述するの後に、可能な範囲内でこれらのステークホルダーから情報収集を行う、そんなものでいいんですか。

岡崎委員 以前、随分私強調したつもりなんですけれども、ガイドラインと銘打って遵守のメカニズムを組み込んだものとして発表するわけですよね。ですから、その書きぶりとしてその調査の項目として義務づける部分はやはり最低限、民間企業が果たし得るものにとどめておくべきだと思います。

今、松本委員がおっしゃったようなことは、そういうものを行った方が望ましいということとは否定できないことですが、実際に調査を行う上でのガイダンスで、例えばJBICのガイドラインであればまさにガイドラインに基づいて営業の現場が事業者に対して指導する部分あるいはJBICのホームページのFAQに載っているような部分であって、ガイドラインの本文の記述を細かく書けば書くほど遵守してないという訴えを引き起こすといったときに抗弁できないようなことになっていく可能性があると思います。

私は、実際の運用のところでこう行った方が望ましいというような部分はあまりガイドラインの本文に明確に書かない方がいいのではないかなと思います。というのは、ガイドラインの中に遵守のメカニズムを組み込んでいるわけですから、これをやってないじゃないかというような訴えが想定されるわけですね。一方で民間企業に対してはできる範囲でやりなさいと指導するわけです。この違いが問題を引き起こすことも考えられるのでオブリゲーションとして書く部分の記述は慎重になるべきだと考えます。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 今の意見に関して、私も一部同感なんですけど、ただこの部分は条件をつけているわけですね。特に非影響地域が明確であると判断される場合にはと条件がついているわけです。だれが判断するかというのは議論があるとは思いますが、このジェット口調査で非影響地域が明確だというのは相当私は特別なような気がします。ですから、そういう意味ではこういう条件がついている場合にはここまではやってもらっていいのではないかと思います。

確かに一般的ではないかもしれませんが、こういう場合にはここまでやっていいんじゃないか。こうした条件に該当するかどうかを判断するのは別の話ですので、その部分についてオブリゲーションはどこからどこまでかというのは多分この判断のレベルによって変わってくるような気がします。

原科委員長 どのようにいたしましょうか。そうしますと、「される場合には」というと、その後に付け加えて、「当該地域の環境・社会状況に詳しい専門家等から情報収集し、」くら

いの付加はいかがでしょうか。

満田委員 先ほど村山委員がおっしゃったように、ステークホルダーという定義は割と広いということで、私としては、非影響地域が明確であると判断された場合には、ステークホルダーからの情報収集及び意見聴取を行う、というようなそういう文言がよろしいのではないかと思います。

原科委員長 私は、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述すると、この記述のための作業のプロセスとして、当該地域の環境社会状況に詳しい専門家等から情報収集しなさいという意味で申し上げたんですけれども。

3、4ヶ月と時間が限られていることとか、それからSAPROFとは状況が違うということですから、余りそこまで意見聴取までは難しいかなと思うんですね。バイアスのかかる恐れがあるというのは、ご意見をいただいて、私もそんな気がしますので。

むしろ限定的に、この目的のためにそういう情報収集してもらいたいというぐらいまでで、あとは必要に応じてやってもらってもいいんですけれども、これは岡崎委員がおっしゃった。余りいろいろ書きちゃうとかえってこれがバインディングになって、バインドしたいという気持ちもあると思いますけれども、ちょっとやりすぎかなという感じもしますから。

ここで書いてあることを効率的に行うためにはやはり情報収集はそのとおり必要ですから、その程度なら書いてもいいかなと思います。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 今まさに委員長おっしゃったとおり、ここのポイントは次のステップで何をやるのか、ということを書き出すことですので、その目的が消えてしまうと適当ではないだろうと思います。

そういう意味から、現地で、当該地域に詳しいステークホルダーにコンタクトすることが義務づけられると不適當と思いますが、逆に必要な場合には当該地域のステークホルダーなどにコンタクトをして情報収集の内容・方法を調べる事はあるかと思います。要するに、最終目的に向けて当該地域の関係者にコンタクトすることが必要であればコンタクトをちゃんとしてくださいということを書き込む、というのは一つ考え方としてあるのではとも思います。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 現地に詳しい、社会的状況に詳しい人から云々というのは結構難しいんですね。大学の先生でも地方自治体でも本当にたどり着くという意味で大変だという気がしてるんですね。

先ほど村山委員からお話があったステークホルダー、ここでは非常に幅広く解釈しているというねらいは、このままでも使えるんじゃないか。いずれにしても現場で僕らがやらなきゃいけないのは、何らかの情報収集は当然やることになると思いますね。ただ、そこで一番懸念しているのは、協議みたいなこと、意見を聞きなさいということですね。例えばある程度特定できるといっても、例えば港湾でここに立てるから関係者はこの地域だろうということで、またその中でも本当に、この中でだれが一番影響を受ける云々、というのはまた違う問題があるのですね。道路でも同じような問題です。

ですからここで、現場でやりやすいことからいいますと、想定されるステークホルダーから可能な範囲で情報収集をして、その結果をまとめるというぐらいであれば、恐らく現実にはやってるんじゃないかなというふうな気もしないではないですね。

原科委員長 そうしますと、ステークホルダーの特定に必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果というのは外しちゃうということですか。ここまではこの前も合意したんですね。今のだとこれを削除して、ステークホルダーから情報収集を行っているところでちょっと趣旨が変わるように思いますけれども。

高梨委員 そのままでもいいかもしれないですけども、ある程度実際ステークホルダーから、何人かから、関係者から、聞くようなことになれば、どういう人たちがステークホルダーが当然出てくるかもしれないですからね、それは特定方法と。

岡崎委員 いいですか、1点だけ。私、どうしても疑問なのは、じゃあどういうステークホルダーとの協議を想定されているかということなんですね。J B I Cで円借款であれ国金等業務であれステークホルダーとの協議をどういうふうに行っているかということを確認するときには、大体そのステークホルダーとの協議の主催者がいて、人を集めて、どういう人たちに何日前に案内を出して、どのくらい集まったか。そういうステークホルダーとの協議を前提にこのジェット口の調査で同じようなステークホルダーとの協議をやれということを考えると、例えば調査を行う民間企業が現地に出かけて行って主催者になり得るのか。要するにある企業がこの案件を受注して現地へ出かけて行って、場所を借りて、日本企業のこういう企業で、こういう事業を調査してますから皆さん集まってくださいと言えるのでしょうか。

原科委員長 もうそういう枠組みは考え、そのことは、今おっしゃったことも今の議論では入ってません。完全にそのことはないということです。

岡崎委員 ですね。

原科委員長 だから、むしろそのときに現地のステークホルダーとかそういう人たちにアク

セスするかというその範囲内の話だと思います。そこまで書き込むか書き込まないか。

私はだから、この協議の結果を記述し、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等、こういう情報を集めるために現地の関係者から情報を集めたりということぐらいは書いてもいいかなと、それだけを申し上げてます。

高梨委員 可能な範囲で。

原科委員長 ええ、可能な範囲で。そのぐらいの文章を追加することでよろしいでしょうか。

清水部長、どうでしょう。さっきそんな議論だったと思いますけれども。

清水産業技術部長 今のお話ですと、「特に被影響地域が明確であると判断される場合には」のあたりに一文入って、「可能な範囲で地域の環境社会に詳しいステークホルダーとコンタクトし」といった趣旨が入るということですね。

原科委員長 そう、そんな感じです。

清水産業技術部長 「想定されるステークホルダー」が重なってしまいますけれども・・・。

原科委員長 まあ、専門家等でいいと思います。

清水産業技術部長 「必要に応じ、当該地域の環境社会影響に詳しい専門家等にコンタクトし……」

原科委員長 等から情報収集し、でもいいですね。

清水産業技術部長 「・・・情報収集を行い、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議結果を記述する。」これでどうでしょうか。

原科委員長 ええ、そんな感じ。というのは、次の段階、計画段階でアセスメントを行うときにその情報が生きるはずなんですよ、生かしてもらいたい。そのときにしっかりしたステークホルダー協議やってもらいたいですね。本来こうしてやるべきですよ。

では、よろしいでしょうか、そういうことで、この段階は。

どうぞ。

松本委員 「専門家等」はやはりちょっと……

原科委員長 専門家はだめ。

松本委員 ステークホルダーという言葉を使っていたきたい。

原科委員長 ステークホルダーが重なっちゃいますよ、でも。想定されるステークホルダー。

松本委員 しかし、専門家をそこに出すというのは。

原科委員長 じゃあNGOでもいいや。NGOと。

委員の多く それも……（笑）

清水産業技術部長 現地自治体なども多分あると思いますので。

原科委員長 専門家やNGO。

高梨委員 NGO入れちゃうとメコンウォッチもいつもいるとは限らないから(笑)。わからないんですね。どこが本当に信頼できるか。

原科委員長 専門家やNGO。主体ですね、主体。

松本委員 繰り返し言っているのは、地方政府というのはいすごい大事だと思うんですよ。地方政府は非常に大事な存在だと思っています。専門家というよりはその地域のことを……

原科委員長 詳しい主体。主体にしましょう。ステークホルダーよりも主体。主体ならいろいろ入ります。

村山委員 定義で使ってる言葉は、個人または団体です。

原科委員長 個人または団体。主体でいいじゃないですか、主体。詳しい主体から情報収集をしていいのでは、だめですか。

事務局(藤崎) 個人や団体という定義で使っている言葉で。

原科委員長 詳しい個人や団体に、何か長ったらしいですね。主体でいいじゃないかな。

清水産業技術部長 「詳しい者」では駄目ですか。

原科委員長 詳しい者。詳しい個人や団体、それじゃあ。当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体から情報収集を行い、想定されるステークホルダー、あとは文章を生かして。

清水産業技術部長 「必要に応じ」はその前に入るという理解でよろしいですか。

原科委員長 場合にはですね、判断される場合には……

清水産業技術部長 「・・・場合には、必要に応じ、当該地域の環境社会状況に詳しい個人もしくは団体からの情報収集を行い・・・」。

原科委員長 どうですか、「場合には必要に応じて」、点を入れますか。「必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体から情報収集し」、長くなっちゃった、どんどん。長いから文章を切りますか。この文章を残して、元に戻してワンセンテンス付け加えましょうか、丸(句点)にして。「そのためには必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体から情報収集することに努める」と。ワンセンテンスつけたほうがいいかな。

事務局(藤崎) そのほうがいいと思います。というのは、実施機関との関係を考えても、要するに実施機関を通じて例えばこういった個人や団体に接触したほうが恐らくジェット口調査の仕組みだとうまくいくと思います。

原科委員長 じゃあ、文章を一つ追加しましょう。だからもともとのを丸々生かしまして、

「結果を記述する。」の後に、「このため、必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。」だめですか。「ものとする。」そのぐらいでどうでしょうか。

そろそろ終わらないと夜が更けちゃうよ。だめですか。

満田委員 まとまりかけているところあれなんですけど、もちろん今の協議の結果を記述するまでにはいいんですが、例えば影響が大きいと考えられる事業においては現段階で想定されるステークホルダーから可能な範囲で情報収集を行うことが望ましいとかそういう文言を素直に入れることはできないんでしょうか。

原科委員長 望ましい。

満田委員 ステークホルダーのヒアリングというものを、腫れ物に触るようにして扱わないのはおかしく、むしろそういう文言をステークホルダーからの情報収集等という項目の中で...  
...

原科委員長 いやいや、今の表現、「このため、必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努めるものとする。」とすればそのヒアリングも入りますよ。ケースバイケースです。そういうことをやらなくてもいいけれどもやってもいい、そうすれば、それも入ってくる。やれというのは明確ではないけれども、やってもいいということになります。情報収集の中身だから。ただ、それをやれと書いてしまうとそれは大変難しくなっちゃうでしょう。

高梨委員 しかも大きいかどうかというのはなかなか難しいんですよ、この段階でね。

原科委員長 さっき村山先生、個人や団体は幅広いものだから、通常は専門家ということであってもね、ケースバイケースでそういうこともあり得るということです。個人や団体ということにして、努めるんだから、これは単なる義務ではなく、努力義務ですよ。絶対そうしなければいけないということではない。

満田委員 はい、いいです。

原科委員長 いいですか。よろしいですか、皆さん。

では、そういうことでワンセンテンス追加いたします。

そうするとこの点、真ん中まできたと考えていいですね。(3)、この部分をお願いします。

私は(3)で気になるのは、やはり審査諮問、諮問委員会です。環境社会配慮ガイドライン諮問委員会のコミットメントをどう書くかということが一番気になっております。皆さんはいかがでしょう。

田中委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ。

田中委員 その、先生がおっしゃられた点につきましては、その2ページの一番下から2番目のポツに外部有識者によるということがございますけれども、これとの関連になるのでしょうか。

原科委員長 そうですね。

清水産業技術部長 今(3)のところでございますか。

原科委員長 (3)のところですよ。環境社会配慮上の責務のところでの審査諮問機関からの意見を尊重するとか何とかそういうようなことがあっていいのかなと思うんですけれども。ジェットロが担う環境社会配慮上の責務ですね、この審査のときに環境社会配慮ガイドライン諮問委員会のアドバイスを受けるということ、これをちゃんと書いたほうがいいのかと。おっしゃるようにその次にはそういう表現があります、ちょっと言葉は違いますけれども。だから、手続きの中でそう書いてますけれども。この基本的な考え方のところ、基本的考え方の(3)のところですよ。

事務局(藤崎) こちら(審査/専門委員会)は入札プロセスですから。手続きのところでも環境社会配慮諮問委員会のことについては触れてないんです。

原科委員長 でも、これ1番の基本的な考え方の(3)ですので、ジェットロが担う環境社会配慮上の責務のところを審査諮問委員会との関係を明記しておいたほうが良いのでは。

事務局(藤崎) ということは1文追加ということになりますか。

原科委員長 いいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

事務局(藤崎) はい。

原科委員長 一番最後で……

事務局(藤崎) ポツの4番目ですね、これを追加ということですね。

原科委員長 ええ、追加で。

事務局(藤崎) ちょっと文案を考えます。

原科委員長 そういう趣旨のことを入れていただきたいと思います。

清水産業技術部長 今の点は、第 部の5 . の諮問委員会のことを……

原科委員長 そうです。

清水産業技術部長 ガイドライン全体の趣旨との関係で……

原科委員長 部の5 . と整合するように。

清水産業技術部長 第 部にも書く必要があると、こういうご指摘でございましょうか。

原科委員長 そうです、そういう趣旨です、そのとおりでございます。

では、その部分追加文章を考えてください。

清水産業技術部長 これは第 部も同じような書き方をしているという理解でよろしいでしょうか。

事務局（藤崎） 部では入っていないと思います。

原科委員長 部では入ってなかったですか。

清水産業技術部長 そうすると、第 部の5 . に書いてあることで、ガイドライン全部を包括的にカバーしているのではないのでしょうか。諮問委員会との関係をあえて第 部のここに再掲する必要はないのではないかと考えます。

原科委員長 ないような感じも私もしていたんですけども、ただこの部分だけ見て理解するために再掲したほうがいいのかと思ったのでご意見伺っているんですけども。ジェットロが担う環境社会配慮上の責務と明確に書いてますので、その中でやはり諮問委員会との関係は書いたほうがいい、そういう意味でございます。

ここだけ見ると、諮問委員会はどこへいっちゃったのかという印象になっちゃうので、書いておいたほうがいいのかと思いました。いかがでしょうか。

どうぞ、住吉さん。

住吉理事 これって の案件形成調査事業についての話をしてるんですね。

原科委員長 そうですね。

住吉理事 そのジェットロが担う環境社会配慮上の責務ですね。

原科委員長 そうです、はい。

住吉理事 それはこれでいいと思うんですけども。その諮問委員会はもう包括的に書いてあるので、ここで改めてどういうことを書くのでしょうか。

事務局（藤崎） 実は包括的には書いてるんですけども、ただC S R部分、案件形成調査部分、両方ともかかるような形で、表現で書いているんですね。ですから、案件形成調査についてはどういうことをやるということは一切このガイドライン上では書かれていないと。

原科委員長 具体的にこういう表現されてないので。

事務局（藤崎） 例えば想定していますのは、案件形成調査ができ上がったら、その報告を行って、それに対して諮問委員会のほうからアドバイスなりコメントをいただくということは想定しております、具体的には。

清水産業技術部長 よろしいですか。今まさに住吉理事が発言された観点からの再コメントなのですが、この(3)はまさに案件形成事業をやる上でジェットロが担う環境社会配慮をどうするかということが書いてあります。しかし、ガイドライン全体の遵守、それから事業の実施状況の報告については、第 部の5 . に書いてあるという理解です。ですから、案件形成調査自身の中でどのように環境社会配慮を行っているかということも含めて、全て、第 部の5 . の中に書いてあるような形で、自動的に報告するメカニズムが出来あがっていると私は考えております。あえて第 部のここにもう一度書くとリダundantであろうと感じる次第でございます。

原科委員長 リダundantという感じ、私もしないでもないんですけども。ただ、そういう言い方しますとね、ジェットロが担う環境社会配慮上の責務ということその部分も2ページにある。そしてやはりそういう趣旨のことは書かれていないわけじゃないんですね、 部で。両方リダundantになってしまいますから。そうすると、一方だけ書いて一方は書かないというのはかえっておかしいかなという感じもしないでもないですよ。

田中委員 よろしいでしょうか、確認なのでですけども。2ページの下から2番目の外部有識者による審査専門委員会とこのガイドラインの諮問委員会というのはどんなイメージになるんでしょうか。そこを。

事務局(藤崎) 基本的には両者は違います。ちょっと似たような、ちょっと言葉があれですけども。審査専門委員会といいますのは、この2ページの第 部で出てきております委員会といいますのは入札プロセスにかかわる委員会。基本的にジェットロとしてはそれを例えば委員のメンバーの名前の公開とかそういうことは考えておりません。あくまで入札プロセスということですから。それで結果は明らかにされます。どういうものを選びましたということは。

それとは全く別個に、環境社会配慮上の専門家からジェットロがCSR部分も含めて、もちろん案件形成調査も含めてアドバイスをいただく機関。それは対外的に公開する形で設けますということなんです。

田中委員 その場合に、諮問委員会というのは定期的開催されるということになると思うんですけども、ガイドラインを踏まえこの入札のときの委員会の検討結果と諮問委員会に出す時期というのは実際上どちらになるのでしょうか、前になるのでしょうか、後になるのでしょうか。

事務局(藤崎) 諮問委員会に対しては調査結果を出します。この入札プロセスというのは要するに調査を始めるときに何を選ぶかというセレクションの仕組みです。

田中委員 環境社会配慮上、例えばもし問題があるようなプロポーザル（提案書）が出たとしますね、それも見た上での入札の結果という理解でよろしいのでしょうか。それとも全然違うのでしょうか。

事務局（藤崎） 環境社会配慮上といえばスクリーニングをするわけですね。それで問題がないという、明らかに問題がないというもの以外はすべて環境社会配慮の対象になる。ですから、調査のプロセスではそれが行われるということになりますね。で、行われた結果として調査結果が出る。それに対して諮問委員会からアドバイスをいただくという位置づけです。

高梨委員 そうすると、JICAさんみたいにその中間報告とか何とかいちいち審査会かけるわけですか。

事務局（藤崎） そういったものはありません。結果ですから、あくまで。結果に関してアドバイスを。

高梨委員 最終的には報告書の。

事務局（藤崎） そうです、最終的な報告書に関してアドバイスをいただく。

高梨委員 そうすると、追加調査とかありますよね。調査終わって報告書ができちゃってて、その段階で追加調査しなさいというのは。

事務局（藤崎） 追加調査等につきましてはジェットロ内部でやらせていただいているわけですね。

高梨委員 それは審査会にかけない。

事務局（藤崎） はい。

原科委員長 そういう設計なんですけれども、これは前に議論しましたが、途中の段階で諮問委員会にお伺いを立てるのはなかなか難しいだろうということと終わってからということになりましたけれども、それでいいのかということもあります。ただ、今のところはそういう考え方で終わってからということですよ。

そういうこともありますので、この辺できちっと整理しておかないとよくわかりません。位置関係が。だからここに書いてみたいということなんですけれども。あるいは（４）で諮問委員会のことを分けて書いてもいいわけですが、（３）のところに入れなくて。そのほうがはっきりするかな。環境社会配慮ガイドライン諮問委員会、役割はこうですよ。つまり調査が終わった段階で云々という、そのことをここに分けて（４）にしたほうがいいのかもわからないですね。

そうでしょうか。そこで一応完結しておいたらいいと思いますよ、ガイドライン。ちょっ

とりダントとおっしゃれば、そういう感じもいたしますけれども、そのほうがわかりやすいと思います。そうしないと(3)との関係がわからなくなる。

事務局(藤崎) 清水部長、いかがですか。

原科委員長 清水部長、どうでしょう。ジェトロのやることと諮問委員会との関係はわかるようにしておいたほうがいいと思うんですよ。そうしないと今みたいな議論が出ちゃうんです。だから、一応調査が終わった段階で関与するのが諮問委員会だということがわかるようにしておいたほうがいいと思います。

清水産業技術部長 要は、第 5 部の「事業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合云々」というところが、第 3 部においては具体的にどういうことか、ということとを第 5 部の中に書くと、こういう趣旨でございますか。

原科委員長 そうです。そういうことです。

岡崎委員 その場合、第 3 部には書かないんですか。

原科委員長 第 3 部には書かないでいいと思います。第 3 部はまさに総括的なもの。大事なのはこの部分で、大事なので強調したほうがいいと思います。第 5 部も書く必要はありますが、総括的に 3 部に書いているので。ただ第 5 部のところは特に重要なことで、ジェトロ内部の審査との関係がわからなくなっちゃうので、クリアにしておいたほうがいいと思いますね。分けるのがいいと。

事務局(藤崎) これについては全く第 5 部のほうに記述してませんので。

原科委員長 クリアに書いたほうがいいと思います。

とりわけ次のところでさっきご紹介いただいたその先、今の先のところ両括弧の何番といったか、調査の手続きの中の、さっきの何とか諮問委員会ありますね。

事務局(藤崎) 審査/専門委員会。

原科委員長 それとの差がわからなくなっちゃうから書いておかないとこんがらがってしまうでしょう。

だから、ガイドラインの諮問委員会と審査/専門委員会とは違うということを両方に書いておけばわかります。これは、そうしないと、 3 部だけ書いていてこうきちゃうと同じものと混同してはまずいと思います。そういった意味合いもでございます。

よろしいですか。では、(4)で「環境社会配慮ガイドライン諮問委員会」という見出しにしまして、中身を書くようにいたします。

それでは、2. 案件形成は消しまして、調査の手続きですね。審査・採択段階。これ以降。

どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 今回の点の最終確認ですが、(4)で諮問委員会との関係など、タイトルは別にしまして、そういう趣旨の項目を入れるということですか。

原科委員長 そうです、そういう趣旨です。ですから、ジェットロ内部の審査と、それから諮問委員会との関係がわかるように書くということです。

清水産業技術部長 そうすると、「案件形成事業終了後、諮問委員会に事業の実施状況、ガイドラインの遵守等の報告を行う」といった一文が入ると、こういうことでしょうか。

原科委員長 はい。

清水産業技術部長 具体的な文言は別にして。

原科委員長 そういう趣旨です。ですから、調査が終わるまではジェットロ内部で審査を行うと、できあがった段階で外部諮問委員会の意見をいただく。それは案件のチェックとともにむしろ制度の改善とかそういうことにも生かすんですね。

清水産業技術部長 再確認でございますけれども、第 部の5.のところのセカンドパラグラフにある「定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から云々」という文章の、ある種の再掲を第 部において行うということでしょうか。

原科委員長 そうです。

それでは、大きな2にあってよろしいですか。調査の手続きに入ります。よろしいですか。(1) 審査・採択段階です。

田中委員、どうぞ。

田中委員 その1行目なんですけれども、後ろのほうに当該案件が最終的に実施された場合の環境影響を検討してと、日本語がちょっと。私は最終的に実施され得る場合の環境影響評価、そういう将来的な話かなと思ったんで。されたか、されるか、され得るか、何かその辺はちょっと言葉、日本語がどうなのかなと思ったんですけれども。

原科委員長 どうですか。

事務局(藤崎) されるかもしれないですね。

田中委員 されるか、され得るか。まだどうなるかわからないですね、最初の段階で。

事務局(藤崎) されるでしょうね。

原科委員長 「実施される場合」と。はい。「される場合の環境」、では直します。「される場合」。

ほかにございますか。どうぞ、松本委員。

松本委員 これはたしか8月に神崎委員が出していたことなんですが、どういう案件がこの審査のところではじかれるのかという基準を載せたほうが良いと思っています。清水部長は公募要綱に書いてあるというご意見だったと思うんですが、私はガイドラインの中に書かれる必要があると思います。今の段階では環境社会影響に関する検討結果が適正かを審査するというふうなあいまいな書き方ですね、何が適正なのか。

公募要綱の中には応募をご遠慮してほしい案件とかいくつかの書き方があるんですけども、やはり必要だと思うんですね、審査の判断基準というのは。私は2つあるかなと。公募要綱を拝見したところ、1つは提案プロジェクトの実施に当たって適切な環境社会配慮が行われる社会状況にあるかどうか。それから2つ目は限られた調査期間と予算で適切な環境社会配慮項目の洗い出しが可能かどうか。この2つぐらいは公募要綱をざくっと見た感じ審査基準として書いておいても書きすぎではないと思いました。

原科委員長 今の点ですけども。ちょっと今5時になりましたけれども、延長します。よろしいですか。30分か1時間ぐらい延長になりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今の件に関しまして、基準を、基本的なものは2項目ですかね、そのぐらいは記載しておいたほうがよいのではないかというご意見でございます。いかがでしょう。

田中委員、どうぞ。

田中委員 カテゴリAに当たるようなインフラ案件の場合には、このジェット口の皆様の調査も一律3ヶ月、4ヶ月じゃなくて、実際にはメリハリが出て、必要な提案では6ヶ月とかそういうものも本来あっていいんじゃないかなというのも感じるんですけども。

そうすると、そのあたりのメリハリを考えますと一律に3ヶ月、4ヶ月という議論だけで済ませていいのかなというのが今ちょっと感じた点なんですけれども。

原科委員長 ただ、それは予算執行上、期間は変えられないんじゃないですか。

清水産業技術部長 現実問題として、契約するのは夏以降でございますので、年度内で終了することを考えると半年以上のプロジェクトということはある得ないと思います。

原科委員長 後ろが切られていますからね。それは無理だと思いますね。

ほかにございますか。今の基準の件どうでしょう、2項目明記したほうが良いというご意見です。

清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 どこまで具体的に書けるかということだと思います。最後は、やはり総合的に判断するわけです。例えば多くの人の移動を強いるような案件は、受けられませんとか、

どう考えてもこの短期間でこれだけ大きな調査はできません、という判断をしていくわけです。しかし、それを例示できるかといわれると、相当難しいと思います。ですから、このガイドラインにそこまで書き込むということも技術的に難しいのではないかと、今伺った瞬間には感じた次第です。

原科委員長 満田委員、どうぞ。

満田委員 私は松本委員に賛成なんです。その2点をどう具体的に書くか。あるいは今公募提案要領の中では、「プロジェクトの実施に当たって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件」と割と抽象的に書かれているんですね。松本委員も今の2項目、それをより具体的に書かれたことで、私は具体的であったほうが、これはジェットロさんとしてもよろしいのではないかと。ガイドラインというのはやはり調査を行う方々へのメッセージというわけですが。そういう案件を避けていただくという意味でもよろしいんじゃないかと思ったんですが。

最低限、今公募提案要領にある「プロジェクト実施に当たって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件」というのは書かれたほうがいいと。

原科委員長 書いたほうがいいというサポートする意見でございましたけれども、いかがでしょうか。

清水産業技術部長 確認でございますけれども、満田委員のご意見は公募要領の中にある文言をそのまま引用する形で書いたらどうかと、こういうご提案でございますか。

そういう意味であれば我々オープンにしている文言でございますので、それをこのガイドラインに書くことは最終的には構わないかと考えます。

原科委員長 そうですね。そうすると場所はどの辺に入れたらいいですか。ポチの何番目くらい。2番目くらいですか。「本ガイドライン別紙1を参照。」の後くらい、あるいはそのこの中に入れちゃうのかな、なお、これこれこれこれである。

別紙1は別紙2になりますね。

事務局（藤崎） これは両方。

原科委員長 さっき別紙1ともう番号がついてたでしょう、さっきの 部かどこかで。

事務局（藤崎） 第 部の……

原科委員長 別紙は通し番号じゃないとまずいですよ、同じ番号が入ってくると混同します。

事務局（藤崎） わかりました。第 部においては別紙2、別紙3という形にいたします。

原科委員長 じゃあ別紙2と3ですね。1、2はちょっと番号ずらしていただいて、2と3で。

では、今のそういうことでよろしいですか。

清水産業技術部長 場所としては別紙の2ということですか。

原科委員長 いや、本文の2、調査の手続きの(1)審査・採択段階の一番上のポチと2番目のポチの間に入れるか、あるいは1番目のポチの最後に文章を付け加えるかだと思いますけれども。そんな感じでどうでしょうか。

1番目のポチのところには「申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領に関しては本ガイドライン別紙1を参照。」その次にポチを加えるか、あるいはその辺、私はよくわからないですけれども。

どの辺がいいでしょうか。

満田委員 そうですね、今……

原科委員長 さっきの趣旨で……

満田委員 2.が審査という言葉が出ているくだりだと思います。1つの考え方としては、今審査に当たっては「執務参考資料を参考とし」というような文言が入っていますが、その前にプロジェクト実施に当たっては、先ほどの文言、については採択されないというような一文を加えたらどうでしょうか。

原科委員長 2.のところね。

満田委員 2.のところですか。

原科委員長 いかがでしょう。

岡崎委員 ただ、実際のプロセスでもそういうものは提出するなという書き方ですよ。今の文章をここに書いてしまうと、提出された後のプロセスになってしまいますから、ロジカルではないと思います。

満田委員 そうですね。では、やはり1.の後。

原科委員長 1.の後だ。1.のところに後を書くということにいたしましょう。

はい。では、次まいります。ほかの点ございますでしょうか。(1)、もうよろしいですか、大体これで。

村山委員、どうぞ。

村山委員 下から2つ目のポツで審査専門委員会のことが書いてありますが、今の表現だとあえて記述する必要がないような気がします。これはほかのプロセスでやったように。むしろこれを書くのであれば、

原科委員長 これは削除。

村山委員 いや、削除というよりはこの委員会に環境社会配慮の専門家を含めるという点を書いた方がいいし、実際そのようにやっておられると思います。

原科委員長 そうか、関係をね。

村山委員 そうしたほうがいいかと思います。

原科委員長 そうですね、環境社会配慮の専門家を入れることになってますから、それを書いたほうがいいですね。そうしないとさっきのところとのつながりがわからなくなる。

村山委員 ちょっとまだ迷っているんですけども、この専門委員会の環境社会配慮の専門家と諮問委員会が全く関係なくていいのかというのがちょっとまだはっきりしない。

原科委員長 単にメンバーが入るだけじゃなくて、組織的な関係を持ったほうがいいと。

村山委員 いいのではないのでしょうか。審査委員会では専門家の方々と一緒に議論するわけですね、その議論は非常に大事だと私は感じますので、そういうところが諮問委員会と全く別でいいのかというのがちょっとわからないんですね。

ただ、諮問委員会にかけてしまうとこれ公開になってしまうので、そこが多分難しい。

原科委員長 審査/専門委員会のメンバーにはさっきの環境社会配慮ガイドライン諮問委員会のメンバーを複数名加えるとかそんなぐらいの表現でいいのかな。2名、複数名加えると。

山田総務部長 そうすると、入札プロセスが浮かび上がってきますよね。情報が外に漏れると、関係者があの人にはよしみを通じようとかというそういう世界が見えてきますから、コンプライアンス上ちょっと厳しいかもしれませんね、審査委員会の委員として明記、書くのは。

原科委員長 じゃあそう書かないで、このガイドラインの諮問委員会と専門委員会というのは相互に情報交流をはかるとかそんな感じかな。そういう表現にしますか。情報交流をはかる工夫をすると。

清水産業技術部長 事務局を通じて、委員会でどういう議論をしたのかななどの情報は、できる範囲でオープンにしていくのだと思いますけれども、委員会同士が情報交流するところまでここに書くかどうかといわれると、私はできないのではないかと思います。

原科委員長 むしろ専門委員会のメンバーに入っていることは確認されればいいので、それは公表できないですね。専門委員会の中に諮問委員会のメンバーが入っていると、ただ、そのことは公表できないと。審査員を公表してはいけないという考えもあるけれども、公表する場合もあるんですよ、むしろ公表したほうがいいという場合もあるので。公表しちゃいけないというばかり考える必要はないかもしれないですよ、世の中では。

清水産業技術部長 環境社会影響の審査をされる委員会であれば、公表していらっしやると

ころは当然あるわけですがけれども、入札のプロセスを公開されているところがあるとは思いません。

原科委員長 そうですか。

清水産業技術部長 公開はあり得ないと思っています。

原科委員長 私もそう思ってやってきたんですけども、そうしたら大分怒られましてね、公開しろと言われたので。そのときは、メンバーは公開しました。ただ、議論のプロセスは非公開にしたんですけども。メンバーは公開しました、だから、メンバーぐらい公開できると思います。

清水産業技術部長 そこは我々としては難しいと思っています。

原科委員長 どうぞ。環境省なんて大体みんなメンバー公開してますね。

岡崎委員 基本的な質問をこの段階でするのは申しわけないんですが、この外部有識者による審査専門委員会は採択公募案件についてその適否を審査する、すなわち個別案件の妥当性について審査するわけですよね。それと諮問委員会ですが、諮問委員会も同じタイミングで個別案件のプロセスに関与してくるわけですか。

事務局（藤崎） いや、違いますよ。

岡崎委員 それは違いますよね。

事務局（藤崎） 違います。

原科委員長 いや、関与させたほうがいい。そうすれば問題ない。（笑）

事務局（藤崎） いやいや……

原科委員長 つまり、今の採否をするところのメンバーじゃなくて、あくまで環境社会配慮面だけをチェックするという機能であれば採否は関係ないんだから。採否関係なしにやれば…

事務局（藤崎） いや、先生、それはまた戻ってしまうから。

原科委員長 いやいや、今のそのほうがいいんじゃないですか。

事務局（藤崎） いやいや、それは先生。

原科委員長 だめ。

事務局（藤崎） だって、明らかに問題がないもの以外はすべて環境社会配慮やるんですから、調査として。

松本委員 今の岡崎委員の質問に近いんですけども、相互に交流したほうがいいメリットというのはもうちょっと今ではわからなかったんですけど。どうしてこの審査のところに関わっている人と諮問委員会の間にやりとりがあったほうがいいと思われたのか。ちょっとまだ具

体的にはよくわからなかったんですが。

村山委員 多分この専門委員会に入る方は多くて一人だと思っんですね。その人がオールマイティであればいいのですが、その方だけで完全な意見が述べられるかちょっとよくわからないという気がします。

そういう意味でせっかくその諮問委員会があるので、そういった決まったメンバーと議論する機会があってもいいのかなという気がしました。ただ、その場合に公開というプロセスに諮問委員会はなっているので、多分そこが抵触をしてしまう。

松本委員 つまり村山委員は審査に反映させるということですね、審査/専門委員会の審査で反映させるために相互にやりとりがあったほうがいいと。

村山委員 あくまで審査のうちの環境社会配慮ということでそれは本当に審査全体の一部だと思います。

事務局（藤崎） 環境社会配慮に関しては要するにやることは、ジェトロの事業の場合、明らかに影響がないものははじくというだけの作業ですから、最初のプロセスは。

原科委員長 すみません、わかりました、余計なことを言いました。今のは撤回。そうですね、はじくだけ。

じゃあ、むしろ終わった後に、審査/専門委員会でこういうことをやって、終わった後の段階で諮問委員会がチェックするというそういう構造でいいということですね。

松本委員 今村山委員おっしゃったように、例えばJICAの審査会ですらいろいろな専門の人が集まってきて、なおかつカバーできないエリアがあるという悩みを抱えている中で、たった一人の環境社会配慮の委員がそこに入ってコメントするわけですね。そのときに、今村山委員おっしゃったように、せっかくそういう諮問委員会のように少し変わった幅広い専門を持っている人をインハウスで持っているのであれば、それを有効活用して助言をしてもらって、審査プロセスで的確な意見を言いたいという気持ちもこれまたそのとおりだと思うし、資源の有効活用だと思うので、それを何とか実現できる方法はないのかなと今村山委員の話聞いては思いましたけれども。その一人の身になったら大変だろうと。

事務局（藤崎） ただ、やることははじくだけなんですから、そのプロセスというのは。明らかに影響はないものだけをはじく、この役割しかないんですから。

松本委員 そこしかないんですか？。

事務局（藤崎） そうですね。だって、あとは全部やるんだから、環境社会配慮をやるんですから、後半のプロセスで。

満田委員 でも、採択にかかわるんですね。

事務局（藤崎） 採択というのは、明らかなる案件、それをそのプロセスでははじく、そしてそれを明示をする。あとは全部環境社会配慮やらなきやいけないものですよということを宣言する。

清水産業技術部長 よろしいですか。審査委員会自身が環境社会影響評価を行うわけではありません。環境社会影響評価をやるのではなく、どういう項目をこの調査実施主体は調査するのか、ということを見ていくわけです。従って、先ほど松本委員がおっしゃったように、一人の人が全部を背負っていて、諮問委員会に乗り込んで1個1個の案件の評価を説明するという性格のものでは全くないと思います。

松本委員 この案件は難しいんじゃないか、この体制では難しいんじゃないかみたいな判断をするわけでもないんですか？。

清水産業技術部長 そこまでの細かいお話を諮問委員会にフィードバックするとは私は思いません。

松本委員 諮問委員会じゃなくて、審査の段階でそういう意見は求められてないんですか。

清水産業技術部長 審査の段階ではこれはどれぐらいの案件だとか、どれぐらいの期間がかかるのかという話は当然個別にします。もちろん環境だけではなくてさまざまなファクターから議論するわけですが。

松本委員 そのときに出されたものに対して、これは環境社会配慮上この期間でやるのは難しいんじゃないかみたいな意見を言うのがその環境社会配慮担当の委員ですよ？。その人が十いくつ、二十いくつ上がってきた中からそういうのを指摘していくわけですよ？。国も違いますし。そのときにやはりもう少し同胞が必要なんじゃないかなという議論だと思うんですけども。

原科委員長 そうしたら、審査役がチェックする段階で必要に応じて諮問委員会から意見をもらえるような仕組みができればいいということでしょう。

松本委員 今の議論はそういうことなのかなと思ったんです。公開性の問題さえ解決……

原科委員長 そのときは、この案件採択決定までは非公開で、終わってから公開しても構わないですね。だから、そのプロセスは秘密会ですよ、非公開。つまり案件採択が決まるまでは非公開で、採択が決まった後は、その結果を公開して構わないでしょう。

事務局（藤崎） ですから、案件は公開しますから。

原科委員長 案件採択段階で、その諮問委員会というのはすべて公開になってるのが原則だ

けれども、案件採択段階はその期間だけは非公開でやればいいんです。そうすれば意見をもらえますね。そういうような仕組みにしたらどうですか。

清水産業技術部長 諮問委員会から意見を言うわけですか。

原科委員長 諮問委員会にアドバイスをもらうときに、そのアドバイスを受けるとなると公開の委員会だからたちまち公開になったらまずいと。それは限定される期間ですからね、採択決まるまでの、2ヶ月ぐらいの。その間の議論に関しては非公開で、終わってから議事録を公開すればいいんですよ。決まった後は公開して構わない。最中が困るわけでしょう。

事務局（藤崎） いやいや、先生、あくまで審査/専門委員会と諮問委員会は別個というのが私どもの……

原科委員長 そうですよ、だからそのあくまで審査役が判断するときに困るだろうからそのアドバイスをしてもらいたいときにです。諮問委員会というリソースを活用したほうがいいというご意見であれば、その期間だけは非公開にしている、終わってからこれに関して議事録を公開するんですよ。だから、諮問委員会は基本的には報告終わってからやるんだけど、途中でもアドバイスをする役割を加えればいい。

松本委員 さっき清水部長のお話を聞くと、藤崎さんおっしゃったような単に影響のないのははじくだけではなくて、審査/専門委員会の中でもやはりこの案件は環境社会面でどうかというコメントするんですよ、期待される。

原科委員長 審査役の審査を受けと書いてある。

清水産業技術部長 最初の入口段階でチェックしているわけです。既にレポートがあってそれを評価していくわけではありません。これから調査をしていくわけですから、その入口のところでしかチェックしないわけです。そういう意味では駄目な案件を最初の入口段階ではじいた後は、あとは基本的に調査を進めることを認めていくわけです。それでも、その中に余りに過大な調査があれば、事務的にも我々がはじけますし、委員の方もはじいていくでしょう。

いずれにしてもプロセスとしてはまさに藤崎さんおっしゃったように、基本的に難しいものははじいていくというプロセスです。

山田総務部長 そのときの審査の情報であるお客様情報はあるんですか。

清水産業技術部長 完全にお客様情報です。

山田総務部長 お客様情報の保護というのは結構厳しくやってまして、守秘義務をかけて審査/専門委員会で議論されていると。アイデアですから、だからアイデアが洩れちゃいけないというこれ大命題があるわけですね。そうすると、諮問委員会でもって議論して議事録残して、

終わったから出せるかという、それは最初に了解っておかないと、公募のときにですね、ちょっとルール違反になるかもしれませんね。お客様情報は守られるという前提でアプライされてきますので、保護しなくちゃいけない、組織として。これは何があっても漏れちゃいけないとなりますので。そのところ、手続き論はどうなっちゃうのかなという気がします。

清水産業技術部長 実務面を考えても、諮問委員会から今年度選ぶ案件について意見をいただいても、それを審査委員会に反映するのはタイミング的にも技術的にも難しいと思います。審査委員会との関係においても情報管理を厳密にしていますが、関係者を広げれば広げるほど管理が難しくなりますので、実態的に回らないだろうなと感じるところでございます。

ですから、調査が終わった後の調査報告書を報告させていただき、それを見ていただいて次年度の選定に際して、こういう考慮をすべし、ああいう考慮をすべしというアドバイスをいただけるというのはありがたいことと思います。

原科委員長 むしろそうしたら、終わった段階でスクリーニング結果に関しても諮問委員会でチェックすればいいですね。そうしたらさっきの問題は解決しないですか、だめですか。スクリーニング結果に関してもチェックするというのであれば。

松本委員 多分一般化できるものとできないものがあるので、じゃあ1人よりは8人がいいであろう、でも8人で十分かというもまた別で。例えば水管理の問題でも、例えばダッカの水管理とアンマンの水管理では全然違いますし。例えばアンマンではこういう問題が起きているのにどうしてまたこんな事業なんだろうなという勘が働く人ってやはりそこに詳しい人ですよ。その人が8人のうちにいなければ結局そのアンマンの水管理の問題は漏れていってしまうんだけど、1人で見るよりは漏れる確率が減っていくんじゃないか。

つまり、ある地域に対して知見があるかどうか結構私重要だと思うんですね。セクターの知見というのはもちろんおっしゃるとおりなんですけれども、蓄積が可能なんですが、これ地域の勘というのはなかなか蓄積するのは難しい部分がありますので。

ですから、単純に1人で審査/専門委員会委員が全部の案件に対して何かコメントをするというのを抱えるよりは、何人いるかわかりませんが、諮問委員のほうにも少し相談をしてみて、「何か知っていますか？」というようなアイデアをもらいながら反映したほうが、より多少効果的なコメントができるのかと。

清水産業技術部長 大前提の考え方として、諮問委員会と審査のプロセスは分けるべきだと思います。諮問委員会というのはオンゴーイングな案件について細かくアドバイスするものだと私は認識しておりません。他の貿易促進事業について考えてみても、「今この事業を行おう

とされているのですけれども、この事業についての環境社会配慮どうですか」と、諮問委員会から一々意見をもらって実施するののかというと、多分そういうものではないと思います。むしろ「今年度はこういう事業がございました」という報告させていただいて、それに対してこういう配慮をすべきだった、とか、次はこうすべきではないか、といったようなアドバイスをいただいで次年度の事業に反映していくというそのフィードバックメカニズムがこの諮問委員会の機能だと思っています。従って、無理に諮問委員会を日々の業務のプロセスに押し込めようとすると、相当業務上の無理が出てくるのではと私は感じます。

今、松本委員がおっしゃった議論も、例えばダッカならダッカの案件に関しては、その選定プロセスの中でその分野の知見者に情報をもらえばいい話であって、諮問委員の方から意見をいただくというプロセスではないと思います。我々が案件を選定する時には何人かの審査委員会の先生だけではなくて、ジェトロの海外オフィスを通じて現地のJ B I Cの方、J I C Aの方などからもアドバイスを頂いたり、様々なルートで現地情報を集めてくるわけですが、それはそちらのやり方でやっていけばいいと考えます。無理に諮問委員会にオブリゲーションを負わせる必要もないと考える次第です。

松本委員 無理にじゃなくて、せっかくリソースとしてあるんだから使えばいいのにというそれだけの発想で。例えば水と大気やってる人なんていうと全然見てるものは違いますし。それでかつ住民移転とか、それは1人の人がそれを担当することになるのはやはり。橋梁で橋の専門家が見るのとか鉄道の案件を鉄道の技師が見るのとは違って、例えば鉄道の専門家が港湾設備かなんかの話を見るようなことになってしまうというふうには思うので。それは大変だなとは思うんですね。どのくらい適切にそこで審査でその人がコメントできるのかなという不安もあるので、せっかく諮問委員会つくるなら、そこにも専門家がいるんだから聞いてみればいいのにというそういう発想なので。どうしても難しいというのであれば無理に押す話ではないですけれども。

清水産業技術部長 守秘義務がありますから、審査の過程で情報をオープンにするわけにはいかないながらも、個別案件について判断が難しいものについては専門家の方にアドバイスをもらうわけです。その案件を特定されないようにとかいろいろ難しさはありますが。そのプロセスにもし諮問委員会の方で最適な方がいらっしゃれば、これは諮問委員会の委員という肩書きではなくて、その分野の専門家ということでコンタクトすることは大いにあり得ると思います。

原科委員長 リソースパーソンということで。

清水産業技術部長 はい。ですから、それを無理に諮問委員会との関係で位置づける必要はないと思います。

原科委員長 組織的な関係でむしろ整理しておいたほうがいいと。諮問委員会の機能はあくまでも事後のチェックと、それから全体のシステム。だからいってみれば、審査員の人たち審査役に近いような、コンプライアンスが中心と考えると、制度の見直しとか。ただ、通常の審査役よりもうちょっと審査会的な機能を両方重複してるんでしょうか。そんな感じで位置づけたらどうですか。これはジェットロの事業の特殊性ですね。

事務局（藤崎） あと、上流ですから、次の段階に進んだときにはこうしたらいいんじゃないですかと指摘していただければ非常に、その提案企業さんにとってもプラスだと思うんです。

村山委員 ちょっと難しいかもしれませんが、今のようなことを明記しておいてもいいのかなと思います。あくまでそれは義務ではなくて意見として。

原科委員長 じゃあ、むしろ審査/専門委員会の上のポチで、「上記検討結果はジェットロ総務部の環境社会配慮審査役」、このところに審査役は必要に応じてそういう専門家のアドバイスを受けるようにしたり。

村山委員 諮問委員会に。

原科委員長 諮問委員会委員に意見を求める、必要に応じて。それで、委員会としての対応じゃなくて、専門家としての個人的対応。

清水産業技術部長 しかし、そうするとまさに選定プロセス過程において審査役が諮問委員会の方にコンタクトするということになり、やはりそれはおかしいのではないかと思います。

原科委員長 おかしいですか。

清水産業技術部長 はい。先ほど申し上げたとおり、審査役がチェックするに際して諮問委員会の方にアドバイスを受けることがあるかもしれませんが、諮問委員会メンバーではない専門家の方にアドバイスを受けるかもしれません。いずれにせよ、それは別に諮問委員会の方からアドバイスを受けるのではなくて、やはりその道の専門家だからアドバイスをもらうのだと考えます。

原科委員長 明記しなくていい。

清水産業技術部長 ええ。組織的にリンクさせるのは無理があるかと思います。

原科委員長 じゃあ、必要に応じて専門家のアドバイスを受けるぐらいにしておくかな、そのぐらいでいいのかな。

事務局（藤崎） 基本的には担当部も、これは総務部の審査役だけではなく、担当部も専門

家から意見を聞くわけですから。

清水産業技術部長 それをガイドラインに書くことには違和感があります。

原科委員長 これは別に書く必要ないと。

清水産業技術部長 はい。

原科委員長 どうでしょう。

ただ、私はさっきの専門委員会のメンバーを公表しないのはかえってまずいという感じを持っています。公表しないとインサイダー情報が生じますから。特定の人が知っているとかえって不公平になってしまう。だから、いろいろな表彰制度ではむしろ審査員を公表するでしょう。非公開にしてもどうしてもだれかに伝わるわけですよ。だからかえって特定の人だけが情報を持ってインサイダー情報になるとおかしなことが起こる。だからそういうこともあるので、すべてが公開しないとは限らないのです。ケースバイケースだから一概には言えないという感じは持ってますけれども。今回はそういうことで。

清水産業技術部長 やはりこの入札に係るプロセスというのはオープンにできないというのが原則だと思っています。委員長がおっしゃるような、表彰事業とか論文審査は可能でしょうが。論文も公開ではないかもしれませんが。

原科委員長 普通はね。しかし、何とか賞なんていうときは公開しますよ。

清水産業技術部長 賞などは、オープンにして構わないと思いますけれど、企業の個別情報を扱うプロセスは無理だと考えます。

原科委員長 逆にオープンにされることによってけじめがつくということがあるんですよ。非公開だとみんな圧力に負けやすいということもありますから、一概には言えないと思いますけれども。ただ、今ご経験で入札の場合にはそれはまずいというほうが強いということだと思いますから。それはそういうシステムですから。

そうすると、このところは結論としては原案でいいと考えてよろしいでしょうか。いいですか。

村山委員 下から2列目の行については、委員会の中に環境社会配慮の専門家を加え、という一文は入れておいた方がいいと思います。

原科委員長 そうですか。諮問委員会との関係とではなしにね。専門委員会の中には環境社会配慮の専門家を加えると。それは一般論としていい。

清水産業技術部長 今のお話は、下から2つ目のポツのところで「採択候補案件については、環境社会配慮の専門家も含む外部有識者による審査専門委員会でも」という文章でしょうか

原科委員長 ええ、「環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による」ということですね。「環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査専門委員会でも検討結果の適否を審査する。」こういう表現にいたします。よろしいですか。

では、次にまいります。

岡崎委員 1点、よろしいですか。同床異夢だと嫌なので確認しておきたいんですが。この諮問委員会のTORといいますか位置づけは先ほど清水部長が解説されたとおりということで皆さんがよろしいかどうかの確認したいんですが。

原科委員長 諮問委員会ね。

岡崎委員 すなわち個別案件に逐一諮問委員会に付して諮問委員会から意見を求めるのではなくて、いってみればガイドライン全般の運用状況について年に1回か2回ぐらい報告をしてそこから意見をもらって翌年度にフィードバックをしている、そういう位置づけの委員会ということで皆さん、委員長を含めてよろしいかどうかを確認したいんです。

原科委員長 3つあるんですね。事業の実施状況を報告し、だから個別の案件は当然チェックするんですよ。そうしないとコンプライアンスチェックできないから。

岡崎委員 ですから、個別案件をチェックするという意味は、ジェットロの中的意思決定の都度諮問委員会にかけるのか、1年終わってまとめて報告するのかということで大きく違います。

原科委員長 私は終わった段階で二、三回開けば十分だと思いますけれども。私の認識は。そのときに個別案件、出てきた結果について案件をチェックして行って、その上でコンプライアンスもチェック、と私は思いますけれども。皆さん、いかがですか。どうぞ。

田中委員 私の認識は、最初の段階で案件が採択されて実際に民間の方がいらっしゃって作業を始めるあたりで、一度その諮問委員会のほうでこういう計画でやるんだけれども、何か意見とかコメントがあるかということで、諮問委員会のほうもその計画ではここはもう少しこうしたほうがいい仕事ができると思いますというようなことがあるのかなと逆に思っていたんです。最後は最後でももちろん重要なのですけれども。

といたしますのは、最後の段階で見て、次にまたそれを生かすといっても、実際に3ヶ月、4ヶ月やった報告書がちゃんとできていくことがこのガイドラインの目的であって、JICAの環境社会配慮ガイドラインでは、まさに開発調査というものをやる中で一番最初、真ん中、最後と、そういうところで節目節目に審査会で議論をしているということであれば、程度はもちろん全然違いますけれども、同じような対応をなさるのかなというふうに思ってきたんですけれども。

岡崎委員 そこをまさに確認したい。JICAの審査会と同じような、限りなく同じような位置づけを持った委員会なのか、要するに個別案件の審査について関与してくるのか、そうではなくてそのガイドラインに基づいてジェットロの事業全般をタイムトゥタイムにレビューして意見を提案していくような位置づけなのか。

今の田中さんの理解と私の理解でも大きな開きがあると思いますので、そこを確認しておかないと必ず混乱すると思うんですね。

事務局（藤崎） ガイドラインは私どもつくっていただいているわけですから、基本的に調査自体はそれに従ってやっていただくと。結果について意見をいただくということです。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 これはたしか第 部の議論のところでありました。私も満足はしていないんですけども、本来遵守を確保するのであれば、やはりドラフトの段階で当然見るべきだと思うんですが、時間的な余裕がないというご説明でしたし、遵守をはかるといのはその事業のみではなくて今後についてこういう対応をしたほうがいいということも遵守をはかる道の一つであるというご説明を受けて、特に時間がないというのが一番大きいことですが、そういう位置づけであるということを既に議論をしたかなと思っています。全然満足はしていませんけれども、やむを得ないかなと、この諮問委員会の役割としては、とは思っています。そういうご説明をいただきました。

原科委員長 本当はだから望むらくは、案件採択が決まって調査に入った段階から関与すると一番いいんです。だけれども、数ヶ月で終わっちゃうというからフィードバックする時間ないだろうということですよ。

松本委員 ただ、1点いいですか。やはり外部からその遵守にかかわる意見があったりした場合は、これは最終報告まで待たないでという判断はあってしかるべきかなと。

事務局（藤崎） それはもちろん。ですから、第 部のところでそれは書かせていただいています。

原科委員長 具体的にはどうなるのか、3月で一応年度が終わって、4月か5月にやるんですか、委員会は。イメージとして。

事務局（藤崎） 4月中には報告書ができます。

原科委員長 報告書が出るのは5月ですか、じゃあ5月ぐらいに1回やって、2度ぐらいは大体やるという感じですか。フィードバックできるようにね。1回こっきりじゃしょうがない、2、3回やると。

山田総務部長 諮問委員会は案件形成以外にCSR、いわゆるジェットロ全体の環境社会配慮、これについてもレビューするということになると思いますので。膨大な事業というのもあるんですが、どういうふうにそれをやっていくかというのはちょっとこれ考える必要あるのかなと思います。時期とね。

原科委員長 では、イメージとしてはそんなことで。1回目は5月ぐらいでしょうか。あと6月かなんかを考えて二、三回やって、毎年そういうことでフィードバックして精度をよくしていくと。

そういうような理解でよろしいですか。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 たしか私の記憶では、大体4、5、6で募集して、7月ぐらいにやってるのかな。それから各企業は現地スケジュールを立てるんですよ。

原科委員長 だから、その間にこの諮問委員会が機能して、次の年度にうまく情報が伝わればいいんですね。

高梨委員 ええ。ですから、JICAみたいな審査会なりタイムリーですね……

原科委員長 JICAとは、だから違うファンクション。

高梨委員 ええ、基本的に全然違うと思いますね。タイミング的にもなかなかできるかなとっているんですよ。情報がそれだけないですからね。だから、こういう最低社会配慮の専門家だと配慮という言葉言っただけ、それはジェットロとしてわかると思いますけれどもね。途中で年末にある程度現地調査を終えて、1月ぐらいからレポート書いて、恐らく2月、3月ぐらいでドラフトをつくと。ですから、そのタイミングで諮問委員会がどう入ってくるのか。

事務局（藤崎） あくまで結果です。

原科委員長 報告書が出て、4月に出た後で、5月、6月、7月ぐらい毎月1回ぐらいやれば大体フィードバックができて次の公募のときに情報が使えるだろうと、そういうことですね。

事務局（藤崎） そうです。

原科委員長 あとはその間に必要に応じて……

高梨委員 追加調査はちょっと無理ですよ。

事務局（藤崎） 追加調査等についてはそれはジェットロ内部で担当部が判断をして、それに対して審査役のほうからもアドバイスをして、それで必要ならばやると。

原科委員長 そうなった場合にはまた何ヶ月か後にやってもいいですね、諮問委員会とね。

事務局（藤崎） それはプロセスの中で担当部が責任を持ってやるという。

原科委員長 そうですか。

そうしますと、元へ戻りまして、契約段階のところは特に問題ないのかな。調査実施段階、（３）。

どうぞ。

松本委員 最後の２ページ目の２．の（１）の最後のポツですけれども。

原科委員長 環境社会審査役ですね。ああ、別のを見てるか。

松本委員 別添 です。別添 の２ページ目、２．の（１）。

原科委員長 ちょっと待ってくださいね。見え消しを見てたから。すみませんでした。２ページの、はい。

松本委員 一番最後のポツですが。

原科委員長 ジェトロは、採択案件の公示に際し、ここですか。

松本委員 はい。これはたしか以前清水部長がスクリーニング結果とは影響があるかないかというそのことであるというふうにおっしゃったんですが、それだけでは不十分ではないかと思っています。例えばＪＢＩＣであればスクリーニングの後に環境レビューの結果とか、後日採択の後ですけれども、スクリーニングフォームも公開をしているんですね。ですから、そういう意味からいきますと、実質的に採択した案件についてスクリーニングフォームの公開というものを考えてもいいのではないかと思っています。

清水産業技術部長 それはスクリーニング結果そのものを見せるということでしょうか。

松本委員 はい。

清水産業技術部長 我々は、基本的にはスクリーニングした結果、環境社会影響配慮をしないかというチェックマークをつけて終わりだという認識です。現実的には、ほぼ全ての案件にチェックマークが入り、皆、環境社会影響配慮をすることだと思えます。極めて限定的に除かれる案件はペーパーワークのものです。例えば、人材育成計画を策定する案件などだけだと思っていますので、スクリーニングの中身をオープンにする必要は私はないだろうと思います。いずれにしても、環境社会影響配慮をして、調査報告書の中に書いていただくわけですから、それを見ていただければいいのではないかと思います。

事務局（藤崎） 例えば松本さんのイメージだと恐らくＪＢＩＣの場合だったらＡ、Ｂ、Ｃ分けが出てくるわけですね。こういったものだったら恐らく意味があると思うんだけど、ジェトロ調査の場合は要するにＡ、ＢとＣを大分けにして、その結果だけですから。

松本委員 だからこそその丸の差がわからないんですよ、案件ごとの。実は住民移転のある案件があったり、軽微だけれどももしかしたらあるかもしれないとって丸められていくとか、その差があると思うんですけれども。その差はスクリーニングフォームを見れば結構明らかにわかるのかなと。そういう意味でスクリーニングフォームがもし少なくとも採択された案件については、J B I Cなども公開していることを考えれば公開してもいいのではないかと思います。

原科委員長 それはスクリーニング結果及びスクリーニングフォーム。

清水産業技術部長 既に案件がある程度固まっていて、環境社会影響配慮自身をやっていくプロセスにある調査と、ジェットロ調査のようにまず調査報告書を書きましょうという段階の案件とでは、これは同じスクリーニングについても相当違うものだと思います。このジェットロ調査の段階でそのスクリーニング結果の中身を出すことにどの程度の意味があるのかということだと私は思います。

この段階では、とにかく環境社会配慮をするかしないかという点だけはっきりさせればよく、最終的には調査レポートを見ていただく方が情報量としてもきちんとしているし、適切ではないかと思います。ジェットロ調査は、3ヶ月、4ヶ月の期間の調査ですので。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 私はこの段階でスクリーニングフォームを公開するという意味は2つあるとっていて。1つはスクリーニング結果のみではなくてそのベースとなるものを示すということ。もちろん企業情報ですとかそういうものは伏せられると思うんですが。

それからもう1つは、これも外部ですとかあるいは調査に対してインプットをするような外部有識者なりの情報提供、あるいは現地で情報を持っている人からのインプットを容易にするのではなかろうかという、そういう2つの意味があると思いますが、いかがでしょうか。

事務局（藤崎） 基本的にJ I C A、J B I Cさんのものとジェットロの違いというのは、要するにJ I C A、J B I Cの場合は例えば要請があったり等でこれ公開しなければいけない情報ですね。ところが、ジェットロがやる事業というのはそうではなくてある意味で企業さんが持っているアイデアなんですよ、まだ、生の。だから、そのあたりはちょっと区分していただいたほうがいいのではないかと思います。

原科委員長 スクリーニングフォームの中身だと企業情報に相当引っかかる部分があるということですか。何かそんなふうには感じなかったんですが。

満田委員 それはないと思います。

原科委員長 私は、情報公開を積極的にやれと書いてあるので……

事務局（藤崎） JICA、JBICがこうだからという議論は困るという。

原科委員長 いや、そうじゃなくて、スクリーニングフォームに関してはそんなに抵触しないだろうから、私は積極的に情報公開といってる以上これをやって別に問題ないと思います。

清水産業技術部長 以前、岡崎委員からもご指摘いただきましたけれども、それをやると、次の段階で何か差が出るのですか、という話だと思います。

原科委員長 だから、姿勢として影響ないんだったらどんどん出せばいいんです。

清水産業技術部長 要は、この目的は何かというと、環境社会配慮をしなくていい案件をはじくことです。ここでAランク、Bランクをつけるというものではありません。環境社会配慮をやらなくていい案件をはじくプロセスとして入れたわけであって、そのスクリーニング内容の情報が、我々の主たる目的ではなかったはずです。

原科委員長 でも、はじめた理由の説明ができるからいいのかなと思いますけれども。その程度です。

事務局（藤崎） はじくといいましても普通のものと同じで、要ははじいてるものは人材育成、それから情報アーカイブの作成とかそういったたぐいのものなんですね。ほかはすべて環境社会配慮やるという話ですから。

原科委員長 だからそれは別に公表していいじゃないですか、そういうことであれば、どんどん。公表してまずいことはない。これは問題ないんだったら出せばいいのです。

清水産業技術部長 逆に、そうであればこのスクリーニングプロセスは必要なのかということです。つまり、現在のジェットロ調査では全部の案件で環境社会配慮をしていただくことになっています。今回のスクリーニングは、その中からやらなくていい案件の免責をしているのです。

原科委員長 だったらやらないのならとっちゃって良いのでは、スクリーニング。

清水産業技術部長 今はスクリーニングをやっていないわけですがけれども、それは全部の案件で環境社会配慮を書いてくださいとしているからです。事後的にこの案件ではいらなくなれば報告書に書いてこないというだけなのです。

原科委員長 そこまで言われるなら、やらなくてもよいというような感じもしますね、スクリーニングプロセスは。調査報告書だって審査諮問機関でチェックするわけです。その段階で判断できますね。そのほうがすべて出てるからいいのかなと。

どうですか。明らかに影響がないと考えられるものと2種類に分類すると。

ちょっと疲れてきましたね。(笑)

宮崎委員 一つ、今の点でよろしいですか。私の意見は、この原案のとおりでいいのではないかというのが結論です。先ほどの確かにフォームとかそういう情報も必要かもしれないのですが、先ほどから何回もご質問があったように、そういう環境社会配慮が必要かどうかということはある意味では選別するということだけであるとすれば、あとは細かい情報はまたこれから報告書などで見られるわけですから、そういう意味では私はこのスクリーニング結果ということでもいいのではないかと思います。

原科委員長 2、3ヶ月すれば出てくるということであれば余りこだわらなくてもいいのかもしれないですね。その間に何かアクションとるなら意味があるけれども、結果が出るまで待つのなら。どうでしょうか。

村山委員。

村山委員 スクリーニングは必要ないという話もありましたけれども、これまでと違ってかなり手続きが詳しくなっていて、明らかにないものについてこれをやるのは、例えば協議とかそういうのも入ってくるわけですから。スクリーニングはちゃんとやって、明らかに影響ないというものは除いて、それ以外については出すという。そういう意味で宮崎委員おっしゃるように、この文言についてはこれでいいのかなと思います。松本委員、いかがでしょうか。

原科委員長 なるほど。松本委員、どうですか。

松本委員 私たちがやっていることというのは、日本語で出てくる情報を英語に訳して海外に発信して「こういう案件が今出ていますけれども大丈夫ですか」と聞く。J B I CあるいはJ I C Aの案件もいろいろなNGOが分担して海外へダットとメールで流しているんですね。そういうときのめりはりはどこにあるかということ、これは住民移転があるというふうに書いてありますよとか、これは国立公園に隣接してますよとか、そういうのを見て、受け手の途上国のNGO側が、そういうのがあるんだ、あそこはどれどれみたいにちょっと警戒をし始めると。そういう意味からいけば自分たちの手の内をさらけ出すんですけれども、こういう情報というのは単にプロジェクト名が出てきても現地の人たちは「何だこれ」という感じで。ただ何とか国立公園に隣接しているとか住民移転がこのくらいだとかという情報には反応するので。そういう情報というのは今の段階だとスクリーニングフォームを見ざるを得ない、ジェットロの場合ですね。普通はカテゴリー分類でおおよそわかるんですが、ジェットロの場合はカテゴリー分類ない分、スクリーニングフォームじゃないとその案件自体の、市民社会が今の段階からちょっと見ていたほうがいいかどうかという判断がつかないと、それが一番大きいので。もちろんそ

れに関係しているのはこの中で私ぐらいですので、私からすればそういう情報があったほうが、早い段階から懸念を持っている人たちの存在というのが明らかになる。そのことをいいことととるか、そのことをまずいいことととるかというのは人によって違う。

原科委員長 それはジェットロにとって悪くはないですね、早めに情報提供して。

じゃあ公表したらいいんじゃないですか、今の話だと、そういうことであれば。後でややこしくなるよりいいですよ。

事務局（藤崎） ただそれを調査結果が出てはまだ動くかどうかもわからないわけですから。

原科委員長 早すぎる。

事務局（藤崎） 早すぎるというよりか調査結果を見ていただいてそれで情報をとっていただいたほうが、別にそれで問題は起きないと思いますが。

満田委員 ただ、要は年々円借款というのが準備段階が短くなるんじゃないかと私は懸念しております、ジェットロ調査の翌年に円借款の審査というのも十分あり得るか。そういう意味でから考えると……

原科委員長 早過ぎない。

満田委員 案件概要はしっかり出していただくのがむしろ円滑な円借款の形成に結びつくと思います。

原科委員長 だから、早いほうがいいんじゃないかと。

清水産業技術部長 もともとに立ち返ると、ジェットロ調査はやはり調査レポートがあってこそその制度なのです。つまりその調査のプロセスで環境社会配慮をしていくということではなくて、案件をつくるどころが調査の眼目です。とにかく早い段階から、というお気持ちも分からないではないですけれども、まだどれぐらいの範囲のプロジェクトかもわからない、どういう影響があるかもわからない、それをこれから調査しましょうという段階で、とにかく何でも情報を出してくれというのは逆にミスリーディングなものになりますし、手間も非常にかかります。こうしたことも考えると、どこかでバランスをとる必要があって、調査報告書を見ていただくというのが私は現実的な対応だと思っています。

松本委員 最後に一言。このままの文章でも私は一満田さんはまだ落ちてないかもしれませんが（笑） まあいいかなと。ただ、やはり申し上げたいのは、この世界、なるべく早めに問題を見つけてやろうとっている割には、現実を見ると途上国の市民社会も実際に建設が始まるとか看板が出てきてからようやく真剣に考え始めるみたい。このことが結局みんなにとって不幸だと思うんです。途上国の人たちにも不幸だし、国際金融機関にとっても不幸だと思っ

ていて。ただ、この不幸な状況はお互いにやはり努力をしていかなきゃいけない。我々市民社会も目に見えたものが出てきてから何か運動したのでは大変なわけです。こういう本当に目に見えない小さな種の段階からどうやって途上国の人たちあるいはNGOの人たちも関心を持ってもらうかというのは、実は問題が大きくなる前に何とかしたい、でもそれは難しいんだという前提に立ってやっているということなので、できるだけ趣旨としては理解していただきたい。

原科委員長 はい。それで、ちょっとこの部分の文章で、先ほど1ページのところで、採択案件に関しては採択案件の概要という表現しましたね。ですから、ここも採択案件の概要と表現していただければ、今の問題、基本的な情報は伝わると思うんですよ。だから、「採択案件の概要」と直しましょう。それで、スクリーニング結果はそこまでにすると。そうすると、今松本委員がおっしゃったことですね、概要がわかれば少しは見当つくので、フォームまで出さなくても今みたいなことの基本的な情報伝わるんじゃないんですか。

どうでしょう。

フォームは公表するのはしにくいというんだったら余り無理しなくても、採択案件の概況がわかれば大体見当つくんじゃないですか。どうでしょう。

そこまではさっき合意したわけですから。それでいかがでしょうかね。

いいですか。

では、そういたしましょう。

それでは、次は契約段階、3ページ。

6時になりました。延長していいですか。

清水産業技術部長 私どもは大丈夫です。

原科委員長 ちょっと休憩しますか。ちょっと休憩しましょう。5分ぐらい。

午後5時57分休憩

午後6時04分再開

原科委員長 では、再開しましょうか。

契約段階、3ページ(2)契約段階のところに行きますか。2ページはもういいですか、これで。

では、2ページ、さっきの確認しますけれども。「ジェットロは採択案件の公示に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。」ということによろしいですね。

では3ページにまいります。(2)契約段階。ここは特にご意見いただかなかったように思いますけれども、いかがでしょうか。

では、(3) 調査実施段階。

どうぞ、田中委員。

田中委員 その(3)の7行目に、2ポツなんですけれども。「上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公開されている国際協力銀行」以下「チェックリストを参考とする。」というところがございますけれども。今までJICA、JBICとかいろいろ書いてくださっていたんですけども、ここだけJICA、私たちのところがスポツと抜けてるので、もし可能であれば。

原科委員長 これ事前の検討、そうですね。これ忘れてました。

事務局(藤崎) JICAの環境社会配慮ガイドラインの環境社会配慮項目ですが、項目と、何かそういった一文を先生からいただきまして、それを書き加えますので。

田中委員 私も全く今申し上げようとしたのは、JICAの環境社会配慮ガイドラインのチェック項目という項目がちゃんとありますので、ガイドラインの中に。チェック項目と書いてますので。

事務局(藤崎) チェック項目ですか。

田中委員 はい。それをに入れていただければ。

原科委員長 さっき確認したところですよ。

田中委員 最後のほうにスクリーニング様式の後にチェック項目というのがございます。

原科委員長 何ページ。

松本委員 27。

田中委員 別紙のほうですね。

原科委員長 ありました。

事務局(藤崎) わかりました、わかりました。これあれですね、スクリーニング様式の中のチェック項目ですね。

田中委員 そうですよ。

事務局(藤崎) わかりました。

原科委員長 じゃあ、それを書きましょう。

田中委員 それを先に書いていただいて、並びに国際協力銀行というのを続けていただけると。あとは全部4、5、6、7まで同じようなところがございますので、同様にしていればありがたいと思います。

原科委員長 おっしゃるとおりです。それを出すに当たっては、まず国際協力銀行よりもJ

JICAの方がまず優先です。ただし、そのレベルの話はできないので。さらに補完的に国際協力銀行という位置づけに書かないとまずいと思いますから、おっしゃるとおりです。ただ、チェック項目のところがちょっとチェックしそこなったので、その部分は付け加えましょう。

事務局（藤崎） はい。

原科委員長 では、文章を直します。今の点は了解です。

清水産業技術部長 今のは何ページの部分ですか。

事務局（藤崎） スクリーニング様式の中の、ガイドラインの27ページです。

田中委員 27ページにチェック項目というのがございまして、そこ以降ですね。

清水産業技術部長 我々がイメージしているのは実はこれではなく、JBICのガイドラインの参考資料「セクター別環境チェックリスト」を参考とする、と書いていますように、セクターごとの環境チェックリストのマトリクスを想定して書いています。JICAでもし同様のものがあれば当然引用させていただこうと思ったのですが、同じようなスタイルのものがオープンになっていないと理解しておりました。

田中委員 基本的にはこちらの岡崎さんのところですね、JBICでおつくりになられたものも私たちの参考としながらガイドラインのチェック項目もつくられておりますので。これはどちらかというと呼募する企業の方が基本的にこのガイドラインをご覧になるとと思いますので、ぜひそこはJICAのほうも見ていただいたほうがよろしいかと。

原科委員長 JBICの場合は事業段階に近いものです。ジェットロは案件形成段階なので、JICAもちゃんと出しておかないと誤解を招くという恐れもあるので。JICAのをしっかり出して、その上でJBICとセットで出したほうがいいと思います。そうしないと……

田中委員 恐らく将来的にはこちらでやられた案件がJICAの開発調査に来る場合もあると思いますので、そこはご覧になっていただいてよろしいかと思ひます。

原科委員長 そのほうがいい、そうしましょう。

清水産業技術部長 JICAではスクリーニング様式の中のチェック項目ではあるわけですが、項目としてはJBICと同じような形でリストアップされているので、両方参考にするという趣旨ですね。

原科委員長 そういうご趣旨です。そうしましょう。

事務局（藤崎） 田中さん、そのスクリーニング様式のチェック項目に別紙2の一般に影響を及ぼしやすいセクター、特性、影響を受けやすい地域の例示というものがございますね。別紙2、そちらのほうがよろしいんじゃないですか。

田中委員 それ以降もチェック項目というので実は調査を進める上で非常に重要なところがたくさんございますので、是非そこはご覧になっていただいたほうがよろしいと思いますね。応募企業の方に。それ知らなかったというとかえってまずいかなと思います。

原科委員長 だから、JICAとJBIC両方参照してもらおうということですね。

田中委員 ええ、そういう意味で申し上げたのですけれども。

事務局（藤崎） わかりました。そうしましたらちょっと、文言はちょっと調整させていただきます。

原科委員長 文章を追加しましょう。

ほかにございますか。満田委員、どうぞ。

満田委員 3ポツ目の調査の実施者は可能な範囲でと書いてありますが、こんな可能な範囲で、前との整合性とられて提案プロジェクトを想定される実施機関との協議を原則として行うという、この項目、先ほどの議論の結論になった一文を付け加えるというのは。

原科委員長 なるほど、ここに加えるのかな。そうですね、このため何とかかんとかと。

事務局（藤崎） 確認ですけれども、要するに2ページ目のステークホルダーからの情報収集等というところの文言とあわせるということですね。

満田委員 そうです。

原科委員長 では、「可能な範囲内」というのはいらないという意味。

満田委員 はい。

原科委員長 さっき書いてないから。

事務局（藤崎） そうですね。

原科委員長 では、これは消しましょう。さっきと同じにします。

ほかにございますか。松本委員。

松本委員 先ほどのステークホルダーからの情報収集等のところと重なるんですけれども。あそこは基本的な考え方の基本方針で、かつ項目がステークホルダーからの情報収集等だったので私はあの書き方でいいと思ったんですが。ここは調査の手続きの中の実施段階ですよ。この場合一番重要なのはやはり適切にステークホルダーの特定方法とか、あるいはその次につながる調査のスコーピングのための情報収集というものが適切に行われることを確保しないといけないと思っています。そのための手段は特定しすぎないほうがいいと逆に思っています。これだけだと実施機関と協議をし、ここへ書かれていることをすればステークホルダーの特定方法がそれで十分記述されたことになるというのは、調査の実施段階の書きぶりとして

はどうかと思っています。

ここはもう少し実際に必要なものとして適切な、ちょっと今書きぶりは今頭にはないんですけども、このフィージビリティ調査、「次の段階で必要となるようなステークホルダーの特定方法と情報収集の内容・方法について適切に記述する」とか、何かそういう、ここでもいいし、あるいは別紙のほうの最終の報告書の内容のところでもいいんですが、少し書きぶりを変えていただきたいと思います。趣旨が伝わったかどうかわからないんですが。

必ずしも実施機関と協議をし、その協議の中で得られた情報を書けばそれでいいとしてほしくない。最終報告書はそれでは不十分ではないかと思っていまして、あくまで適切なステークホルダーの特定方法、それからその後のスコーピングに向けた情報収集の方法、そういうものが最終報告書に書かれる必要があるのではないかと思います。

原科委員長 そこはどういたしますか、そういうことがいいのか。いいんでしょうか。

松本委員 趣旨は伝わりましたでしょうか。

原科委員長 いや、私にはちょっとよくわからない。わかりましたか、皆さん。

つまり何となくわかったのは、余り限定的に書くとそれしかやらないということでしょう。

松本委員 そうです。この書き方でいきますと、実施機関と原則として協議をして、その中で出てきたこうした情報を書き取りなさいとしか書いていないんですね。

事務局（藤崎） プラスアルファはさっき先生が付け加えられた個人及び団体よりということはこちらには入りますよね、まず。

松本委員 なるほど。では、そうしたら、実は別紙2の2.の(2)にまた同じ文言があるんですが。逆にこれはその結果だけを記述するのではなくて、その次の調査に向けたステークホルダーの特定方法、ちょっとそれ私は抱き合わせで考えたほうがいいと思ってるんですけども。1つは協議の結果、情報収集の結果、それから次の調査でのステークホルダーの特定方法、情報収集の方法、この4つをちゃんと最終レポートには書いてくださいということをこの別紙2で明記をすとか。

事務局（藤崎） もう一回、4点というのは、協議の結果と。

松本委員 協議の結果と、その他必要ならば行われている情報収集の内容、結果ですよ。そして、次の調査、スコーピングの段階に必要なステークホルダーの特定方法及びその段階での情報収集の方法。これらについて最終報告書には記述されていないといけないと思うんですけども。これの今の別紙2の2.の(2)だとそういうふうにはなっていないんじゃないかなと私は思うんですが。

事務局（藤崎） 4点目は何でしたっけ。スコーピングの段階におけるステークホルダーの特定方法と、それから。

松本委員 必要な情報収集の内容と方法。これは……

事務局（藤崎） スコーピングの段階で必要な情報。

松本委員 そうですね、その次のフィージビリティスタディの調査のスコーピングの段階で必要な情報収集の内容と方法。これは事務局案に書いてあった書きぶり。

満田委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 はい。

満田委員 1つの提案といたしまして、（3）の調査実施段階の3ポツですね、ここは先ほどのステークホルダーからの情報収集等にかかれている同じ文言を書くのではなくて、今の松本委員からのご提案を踏まえて、例えば調査実施者は次のスコーピング段階で必要となるステークホルダーの特定のために必要な情報収集を行い、その結果を報告書なりで記述するというような文言にいたしまして。松本委員がおっしゃった4点をこの別紙2に記述するというのはどうでしょうか。

原科委員長 次のスコーピング段階というのは、次の環境アセスメントのスコーピング段階ですね。

満田委員 はい。

原科委員長 計画アセスメントではスコーピング段階で必要となるステークホルダーとの協議のための情報収集。

高梨委員 それはさっきのあれではまずいんですか。

原科委員長 今のご意見どうでしょう。そういう表現に改める。だから、この4行を書き直すわけですね、3ポツの。いかがでしょうか、今のご意見は。

清水産業技術部長 先ほどのステークホルダーのところで議論した文言がありますけれども、それで4つのポイントはカバーされていると私は思います。もし表現でカバーされていないというのであれば修正すれば良いと思いますが、そうでなければ元のままでよろしいかと思いません。

松本委員 方法を特定してしまっているというところに危惧があって、ステークホルダーからの情報収集等としては、実施機関と原則として協議を行い、かつ環境社会に詳しいステークホルダーから必要な情報収集をするという2本立てでいいと思います。ただ、調査の段階はもちろんそれだけじゃなくてきっと文献収集もするでしょうし、何らか自発的にやられる手段と

いうのもあると思うので。

例えばこの(3)の調査実施段階を見ると、最初に調査項目の幅広い洗い出しを行う。これは別に手段についてもものすごい限定しているわけではないと思うんですね。それからその後の他の選択肢との比較検討、これも方法を具体的には規定していないで「こういうものをしなさい」と書かれています。もう一つはステークホルダーの特定方法というものは調査実施でちゃんとやりなさいよということがこの3ポツで書かれるべきことです。ここだけステークホルダーの特定方法が結構厳格、要するにステークホルダーの特定方法をどうやって導き出すかという方法が比較的狭い書き方で書かれているんだと思うんですけれども、それが私気になっているところですよ。

原科委員長 そこで、そういうことではなくて、さっき満田委員がおっしゃったような表現にしたほうがいいということになりますか。

いかがでしょう。その辺はいいのかな。

清水部長。

清水産業技術部長 先ほど満田委員のおっしゃった案も実質的に先ほどの文章から変わっていないと思いますが、もう少し手法のところのアローアンスが出るということでしょうか。

原科委員長 そうですね。そういう心配、アローアンスが出ればね、余り限定しないで。

満田委員 そうですね。

原科委員長 そういう趣旨だと思います。

高梨委員 厳密にはそんな変わらないように思いますけれどもね、さっき訂正した書きぶりの。

原科委員長 結果的には余り変わらないかもしれないけれども、アローアンス出るようにしておいたほうがいいかなということだと思います。

松本委員 日本語を聞かれて変わらないということであれば、疲れかもしれません。

高梨委員 疲れちゃって余り。(笑)でも、やることは同じだろうと思うんですよね。

松本委員 つまり、やり方はそれほど限定していないと思いますから。

高梨委員 それはそう、現実にはできるだけ可能な範囲での必要に応じてやるということになってますから。

松本委員 それならそれでもいいんですけれども。きっちりとやはり調査項目の幅広い洗い出しを行い、その想定されるステークホルダーの特定をちゃんと行い、他の選択肢との比較検討を行いなさい、この3つの柱がしっかりと書かれることが大事だと思います。ただ、特定方

法が余りにも3ポツだけ具体的過ぎるかなと。

原科委員長 ほかとの並びがね。そういうことであれば……

松本委員 協議の結果を記述するにも。

清水産業技術部長 先ほどの表現に直すわけ……

松本委員 これ最後の語尾はどうなるんですか。

原科委員長 同じような格好ですよ。「記述する」ですよ、さっきも。

松本委員 「記述する」の後に「必要とあれば」という一語が入る。

原科委員長 「このために必要に応じて」云々。

清水産業技術部長 すみません、大変恐縮ですが、もう一度満田委員の案を聞かせていただくと有難いのですが。語順が変わっただけのようにも思ったのですが。

満田委員 いや、そんなこともないんですが。

清水産業技術部長 大変恐縮でございます。

原科委員長 では、もう一回やりましょう。

満田委員 いや、私が個人的に気になっているのは実は実施機関との協議というところにもハイライトされてしまっているのがちょっと気になっているんですね。私が申し上げた案というのは、調査の実施者は次の環境アセスメントのスコoping段階で行うステークホルダー協議実施のために必要な情報収集。

もう一度言います。「調査の実施者は、次の環境アセスメントのスコoping段階で行うステークホルダー協議のための」、ちょっと日本語としては変なんですけど、「ステークホルダーの特定のために必要な情報収集を行い、その結果を記述する。」といたしまして、別紙2に先ほど松本委員がおっしゃった4項目を書くという案です。

事務局（藤崎） 2ページのほうで書いたこととまた違ってきちゃうと、おっしゃる意味はわかるけれども、かえって混乱を導くんじゃないかと懸念しますけれども。

こちらとして、確かに実施機関という言葉が出てくるのでとてもハイライトされたような感じを受けられるかもしれませんが、プロセスとしてやはり例えばいきなり日本企業がどこそこに出かけていってという話では僕はないと思ってますから。やはり想定される実施機関とまずやらなきゃいけないんでしょうけれども、そういった人もインボルブした形でしか例えばステークホルダーに関する情報もなかなか上手には集められないと私は思いますからね。

しかも、その参加される実施機関が次の段階ではそういった協議をやるわけですから、ないしはアセスメントをやるのもその機関なわけですから。

原科委員長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 私もこの3ポツのところですね、今事務局の方もおっしゃいましたけれども、私はこれで、この内容でいいのではないかと思います。むしろ先ほどの前のステークホルダーから情報収集等の文言と全く同じですよ、ある意味で文章の表現の問題だと思います。もちろん前とそこがあってははいけませんけれども。もう少し例えば具体的に書いてもいいかもしれませんが、内容的にはこれでいいと思います。文章が前の文章と全く同じのがくるというのはどうかなとちょっと思いましたけれども、内容的には私はこれで結構だと思います。

別に文章を変えなければいけないとは必ずしも思いませんけれども、あれ、これどこかで読んだ、前の文章に同じのあったでしょうと感じただけなのですから。

原科委員長 岡崎委員。

岡崎委員 ただやはりガイドラインとして示すのは、ジェトロがこれを使う以上に民間企業の方がこれを見てご自身である程度判断しなくちゃいけない文章だと思うんですよ。ですから、同じことを書くには基本的に繰り返しになっても同じ表現で構わないですし、もう一回書くのであればより詳しく書くという記述にした方がいい。ちょっと変えてニュアンスが違ってしまって使う方が戸惑うという書き方は避けるべきだと思うんですね。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 (3)の3ポツの文言はこういう形でいいかなと思うんですが。多分松本委員おっしゃったのは、ちょっと違うかもしれないんですけども、どういうことを協議するか、被影響地域が明確であると判断される場合には細かく書いてあるんですけども、そうじゃない場合は余り書いてないので、そこをもう少し詳しくしたほうがいいんじゃないかと私には聞こえたんです。そういう意味では別紙2のところには、本文はこれでいいとしても、別紙2のほうにさっきの4項目加えて、こういう観点で協議してそれに関する結果を記述すると、こういうふうに詳しくしたほうがいいのではないかと。そのほうが多分実施者の方々にとってもわかりやすいんじゃないかなと思います。もしかしたらそういうことではないかもしれないんですけども。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 今村山委員がおっしゃったこともあって、その協議の内容というのは必ずしもステークホルダーの特定方法だけではないと思うし、その1ポツとかにも関係するような情報、あるいは4ポツに関係するような情報ももしかしたらその協議の中に出てくるかもしれないということからいけば、必ずしもこの協議をステークホルダーの特定方法云々のところだけにか

かわるものではないと。だから、実施機関との協議の内容というのは最終報告書の中にどのような協議をしたかというのは明記されたほうがいいと。

事務局（藤崎） 幅広く書かれると。

松本委員 ええ、と思います。もう一つは、じゃあステークホルダーの特定方法、特にここですね。このやり方で出てきたものをそのまま書けばそれでいいのかどうかというところが私はやや疑問があって。ですから、別紙2のほうには次の段階での適切なステークホルダーの特定方法というような書きぶりにして、その情報源が実施機関の場合もあるでしょうし文献の場合もあるでしょうし、あるいは有識者の場合もあるかもしれない。情報源はいろいろあるでしょうけれども、項目としては想定されるステークホルダーの方法というふうな項目にして、そこに……

原科委員長 それは別紙2に書いたほうがいいですね。

松本委員 別紙2にしっかり書きながら……

原科委員長 別紙2を見るからね、最終的に、アクション。

松本委員 そういうふうなだと。

原科委員長 では、そうしましょう、別紙2に明記すると、4項目。よろしいですか。それで、ここの文章はさっきのところと同じにすると。いいですか。

満田委員 いいのかもしれないんですが……

原科委員長 だめ。

満田委員 要は、ちょっと今日中にすべてを終わらせるのはやはり難しいのでは。（笑）ちょっと今日中にすべて終わらせるというのは至上命題につきまとうものなのかというのもちょっと気になるところなんです。

原科委員長 まあ、無理はしたくないですけども。

満田委員 ちょっと別紙2を議論するとなるともう一日は必要なんじゃないかなと思いますけれども。

村山委員 ただ、きょう一通りやってはいかがでしょう。

原科委員長 食事でもとりますか。食事とってリフレッシュしますか。

清水産業技術部長 一通りやって、修正をかけたバージョンをまた皆様にお届けして見ていただくといったプロセスは必要だと思います。

原科委員長 じゃあ一通りやりますか。あと30分頑張って、7時まで。

清水産業技術部長 今のお話ですが、別紙2の最初のページの2.(2)ののところは今

の松本委員のコメントを書き込むという理解でよろしいでしょうか。

松本委員 そのプロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響という項目としてはちょっとそぐわないかなと思っています。それはもともとこの の内容自体が影響という項目でくっつけて書く内容としてはどうかと思いますので。私は新しく(3)として、そういうものを入れるという。要するに細かい書きぶりは少しお任せしたいんですが、必ずしも(2)で全部書いて適切かどうかというところとちょっと疑問はあるんですけども。

原科委員長 では、案を出してもらいましょうか。案を出してください。

事務局(藤崎) そうしましたら、今のご議論を踏まえまして、例えば別紙2のところによろしいですか。別紙2のところを書き加える。ないしは別紙2のところを整理をして……

原科委員長 地球環境プラントのところだけでいいですか。

事務局(藤崎) 書き加える。

原科委員長 3つあるよ。

松本委員 そこまで言われると。今ちょっと見ますが。

事務局(藤崎) それは石油資源開発調査のほうについても基本的にそれもちょうと整理を試してみまして。

松本委員 別紙はちょっとまた後で……

清水産業技術部長 同じ文言になっていますから、そこは一つ文案をつくれればコピーできると思います。

原科委員長 一部ですね。

清水産業技術部長 ただし、位置づけとしては、私は別紙2の2.(2)の の中の「なお」以下のところを少し書き直すというご趣旨かと理解したのですが。それが収まりとしては良いかなと思います。

事務局(藤崎) タイトル……。これ環境改善効果と環境社会面への影響と関連法規と必要な措置ですよね。要するにこれ今議論になってますのは……

原科委員長 ステークホルダー協議です。

事務局(藤崎) 次の段階でどういうことをやるか。そのときに必要な情報をどう整理をするかという話になりますから、ちょっといずれの概念、括弧にも当てはまらないような感じも。

原科委員長 3との間ぐらいですかね。プロジェクトの当該国のなすべき事柄の手前ぐらいですか。

事務局(藤崎) そうですね、何かちょっと工夫したほうがいいかもしれませんね。

原科委員長 あるいは2と3の間か。

村山委員 タイトルを変えて両方あわせるようなタイトルにするか、あるいはこのタイトルでいってそのままにするか。

原科委員長 はい、どうぞ。

松本委員 実は別紙はちょっと議論があるところで、この がややくせもので。2ポツのも最初にここで他の選択肢の比較検討を書くことになってますが。でも、これ2ポツにくっついていて、その後(1)、(2)、(3)があるということは、この両括弧の属さないで他の選択しとの比較検討を書くということだと思っうんですね、この場合。なので、ちょっとこの両括弧と の関係というのが。

原科委員長 がわかりにくい。

松本委員 ちょっとよくわかりにくいところがあつて。

原科委員長 はいらないのかな。

松本委員 例えばその(2)のほうも環境社会面への影響というのも調査の中である程度調べますのでこういう影響が考えられるということを記述してもいいと思っうんですが。ただ、ここで のほうは洗い出しの結果をここに書くことになっていますから。想定される影響が書かれてスコーピングへの提案みたいなものがあると思っうので、ちょっと何かここ書き方を少し整理したほうがいいような気がするんです。

原科委員長 この はいらないかな。 はどうですか、これ。

事務局(藤崎) いや、かなり細かくつってますので。

原科委員長 の趣旨はどういうことですか、説明がいきます。なぜ が入ってるか。

清水産業技術部長 これは具体的に記述要領の中から該当部分を抜き出したところですよ。ですから、報告書を書く方は、ガイドラインだけを見ればこの部分を見るわけですが、実際には記述要領をごらんになるはずですよ。

原科委員長 では、 の説明をちょっと入れたほうがいいですね、ここに。 はどういうことか。記述要領より抜粋ですよとかそういう意味ですか。

清水産業技術部長 そうですね。

原科委員長 は記述要領より抜粋。

では、その注もつけておきます。そうしないとこれを見た人にはわからない。

事務局(藤崎) 清水部長、そうしましたら一応我々のほうで引き取って、調整させてもらうということですよよろしいですか、このところ。

清水産業技術部長 入れる場所だけは、ある程度合意があったほうがいいと思います。  
(2)のところではなく、一つ項目を立てるという理解でよろしゅうございますか。

事務局(藤崎) (2)のところの、これいろいろなものに波及しちゃうので、非常にそれ判断しづらいんですけども。例えば(2)のところ、今の話だとこのタイトルでいくのかどうか。いくとするとちょっとそぐわない。そうすると別の項目……

原科委員長 別のタイトルで2の後に入れたほうがいいですね。3番の前ぐらいでしょうね、今の感じだと。

事務局(藤崎) 恐らく一番影響が少ないのは、これ今度別紙からこの元の部分、記述要領ですか、こちらに波及しちゃうので、このままにしておいて例えばプラスアルファの項目を立てるか。

原科委員長 (4)のJ B I C作成云々はJ I C Aのほうで入れなければならないですね。さっきと整合させるために。

事務局(藤崎) はい。

松本委員 その今の2ポツで、別紙の2ポツで、ここはプロジェクト実施した場合の効果、影響も書くわけで、(1)で効果を書き、(2)で影響を書くんですが。(2)のほうの注釈は影響というよりはむしろ洗い出しの結果とステークホルダーの特定方法、必要な情報収集の内容・方法で。想定される影響について書くのかどうかあいまいだと思うんですね、この書き方だと。

そういう意味でもう少しそれぞれの項目に何を書くのかというのは、応募要項との整合性も持ちながら整理をしたほうがいいような気がするんです。

原科委員長 (2)のタイトルが中身とあってないというわけですか。

松本委員 というか、その(2)の中身を書くことになっているんですよ、その2ポツの最初の星印によれば。プロジェクトを実施した場合の効果、影響と両方書くことになっていますので。

原科委員長 星印のほうが整合してない。

松本委員 ええ、これに従えば(2)ではとりあえず想定される影響も書くことになっていると思うんですね。それに加えて幅広い洗い出しというのをやるんですか。それとも幅広い洗い出しがイコール影響を書いたことになるんですか。

高梨委員 そうそう、そういうことだととったんですけどもね。

松本委員 幅広い洗い出しをするのが影響。

高梨委員 洗い出しの中身は何かというのは、どういう影響があるかということ……

松本委員 必要となる環境社会配慮項目イコールプロジェクトを実施した場合の影響か。

村山委員 ただ、本文では一応分けてはあると思います。(3)の調査実施段階では1ポツで洗い出しを行うとなっていますが、4ポツでプロジェクトを実施した場合の効果、影響を両方に立ててありますので、これは別になっていると思うんですね。

原科委員長 だから、そうすると項目が足りないということになりますね。本文と整合させなければいけない。洗い出しについて書いて、それでこの星印書いて。影響はもう一つ項目、そのほうがいいのか。どうでしょうか。

事務局(藤崎) もともと報告書作成基準等が存在していて、それを使ってという話になって、プロセスとしてはなっていましたので、そのあたりでちょっと。

原科委員長 でも、この議論で報告書作成基準を書き直していいんでしょう。合うように。

事務局(藤崎) そうです。ですから、双方の整合性をとらなきゃいけないんです。

清水産業技術部長 別紙2の2.(2)のところにあるように、報告書の中にプロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響を書いていただくことになっているわけです。その内容として、洗い出しと、ステークホルダーの特定の話の2つを書いています。この2つは本文上では先ほど村山委員がおっしゃったように、たまたま分けたポツで記述してあるというだけでございます。従って、この別紙2のこの項目を、またあえて分けて書き直す必要はないのではないかと思います。

松本委員 その際、本文中の書き方でいくと、効果、影響というのは他の選択肢との比較の中で重要な情報なんだと思うんですね、組み合わせとしては。そうすると洗い出しだけではなくて、他の選択肢との比較の……

原科委員長 比較検討ということですね。

松本委員 その影響とか効果というのは重要。

原科委員長 代替案比較検討に相当する部分をきちんと書きなさいということを別途書く、これやらなければだめじゃないですか。そうすると、それが抜けてるのかな。

清水産業技術部長 それは、別紙2の2.では、一番上に2.の下で入っており、全体にかぶせてあります。

松本委員 そうなんですよ、全体にかぶっているのどこに書くのかな。

原科委員長 でも、これわかりにくいですよ。だから、そこもやったほうがわかりやすいんじゃないですか、それは。大事なことから。いかがですか。この番号にそって見ますよね、

どうしても。

村山委員 だんだん別紙2の存在意味がわからなくなっちゃって。(笑)順序立てると多分本文と同じ順番に並べたほうがいいと思いますが、そうすると別紙2がなくてもいいような気もするので。あえて加えるのであれば、本文に書いてないことを、ここについては特にこういうことに注意しろということになると思うので。ここは一度整理をしていただいたほうがいいように思うんですけども。事務局のほうで。

原科委員長 そうなると、そこまで注文をいただくとちょっときょうは難しいでしょうね。

では、そろそろきょうはひと区切り、難しいですかね。じゃあもう1回開きますか。

もう一回やりますか。予定が狂ったというか、なかなか思うようにいかないもんですね。

では、きょうはこの辺にしましょうか。もう、余り疲れてるとまたミスを起こしてしまいますから。

岡崎委員 これ、項目調査の手続きと書いてありますが、イメージがあまりそぐわないような気がします。例えば契約の締結とかホームページへの掲載とか、ライブラリの配架とかということと今議論しているようなことというのはかなり本質的に違うような気がします。手続きは手続きで整理するか、あるいは手続き及び方法とするか。いずれにしても手続きだけでくる内容ではないと思います。

事務局(藤崎) 2ポツの調査の手続きというところを調査の手続き及び方法といった言葉に直すという。

岡崎委員 ええ、調査の手続き及び方法とかですね。それで皆さんがよろしければ。本当に手続きは手続きだけで討議するか。

原科委員長 方法と分けて。手続き及び方法かな。

そうすると、事務局、作業が大変になってしまいました。どうしましょう。

事務局(植田) いずれにせよお時間をいただいて今のご指摘のところを考えてみるということでしょうか。

原科委員長 きょうはそろそろこの辺にいたしましょう。もう予定時間を2時間オーバーしましたので。それで、やむを得ないので、もう一回やらなければいけないということになりました。いつやりましょう。来週。事務局、ちょっと作業は大変だと思いますし、日程調整も必要なので、今週はちょっと難しいと思うんですけども。今週はもう2日しかないので。来週になりますけれども。

では、次回は10月2日火曜日、午後6時から2時間、8時まで。いいですね。ありがとうございました。

午後8時53分閉会